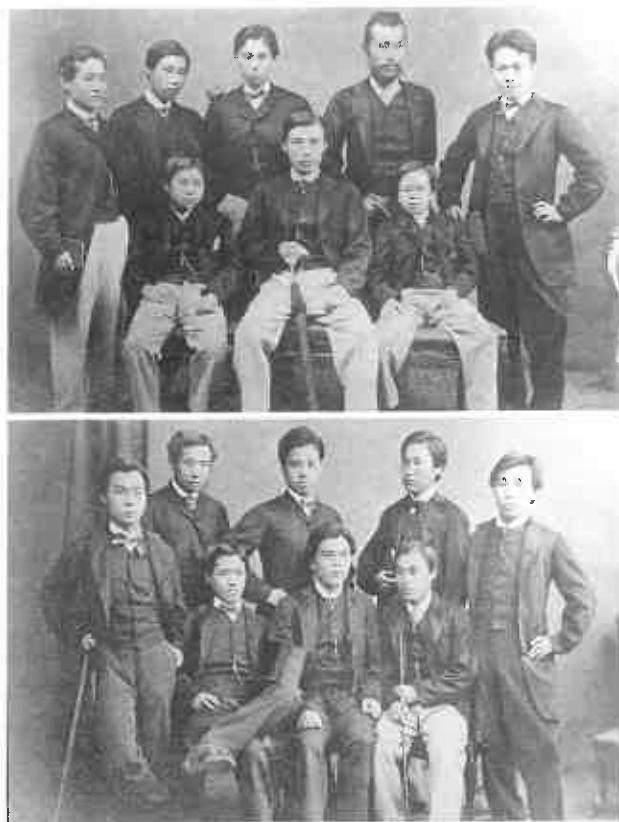


# 「薩摩藩英國留学生」書簡集成

吉満庄司

## はじめに

本年（平成一七年）は、幕末薩摩藩が留学生を含む一九名の使節団（本稿では外交使節・通訳まで含めて以下「薩摩藩英國留学生」と略す）をイギリスに派遣してから一四〇年目にあたる。そこで、黎明館ではこれを記念して、五月一七日（火）～八月七日（日）に企画展「渡航一四〇年記念 薩摩藩英國留学生」を開催する。



薩摩藩英國留学生写真（鹿児島県立図書館蔵）

## 一 「薩摩藩英國留学生」関係資料

「薩摩藩英國留学生」に関する直接的な資料は意外と少ない。鎮国の禁制下での渡航であったため、甑島・大島出張という名目で出航したことからも分かるように、当時海外に派遣されていること自体が「外できない」状況であった。したがって、同時代の資料は極めて限定されている。帰国後は、大半の者が明治政府の高官として、あるいは在野において諸分野で活躍したので、後世の資料については人によつては数多く残つており、黎明館でも若干収蔵している<sup>[1]</sup>。

さて、「薩摩藩英國留学生」資料としてまず挙げられるのが現地で撮影した写真で、その中でも八人ずつで写った二枚がよく知られている（上段掲載写真）。畠山義成の日記に「一八六五年八月二日一一時からバーフの案内で八人ずつに別れてホトグラヒー撮りに行つた」という記載があり、この時の写真がそれにあたると考えられている。その他、一人で撮つたものや二・三人で撮つたものなど数種類の写真が確認されて

本企画展では、単に薩摩藩英國留学生の足跡を紹介し業績を顕彰するだけではなく、彼らが國元にもたらした海外情報や外交交渉の成果が幕末薩摩藩の展開にどのような影響を与えたかを、展示の一つの切り口に考えている。本稿は、その基礎的作業として、一行がヨーロッパ滞在中に本国に送つた書簡を発信年月日順に整理したものである。

いる。

次に日記の類であるが、ヨーロッパ滞在中の一時期のものも含めると、次のような資料が挙げられる。「畠山義成西洋遊学日誌」(畠山義成洋行日記)<sup>(2)</sup>、「五代友厚廻国日記」(五代友厚欧行要集)<sup>(3)</sup>、「森有礼航魯寄航<sup>(4)</sup>」さらに、編纂物に収載されているものに、「町田久成君洋行日記」(史談会速記録)第一六九輯)、「松村淳蔵洋行日記」(薩藩海軍史)中巻)、「海軍中将松村淳蔵洋行談」(薩藩海軍史)中巻)、「寺島宗則自記履歴抄」(薩藩海軍史)中巻)などが挙げられる。これらの資料からは、一行の足跡を確認できるばかりでなく、彼らが欧米で何を見て何を感じ何を学んだかを窺い知ることができよう。

そして、最後にイギリスをはじめヨーロッパ各地から彼らが本国に

送った書簡類が挙げられる。書簡は大別すると、藩庁に宛てたいわば公的な報告書と、親族等に宛てたプライベートな手紙に分けられる。藩庁への報告書は、小松帶刀・桂久武・西郷隆盛・大久保利通・蓑田伝兵衛といつた個人宛にはなっているが、実際は藩主茂久(忠義)・久光父子の目に入ることを前提として書かれた公的な報告書の性格を持つ。事実、これらの書簡は「玉里島津家資料」の一部として伝来しており、現在は一括して黎明館に寄託され、「鹿児島県史料 玉里島津家史料」全十二巻(補遺二巻を含む)として翻刻されている。報告書の発信人は、使節団の団長である新納久脩、五代友厚、そして留学生の監督役である町田久成が大半を占めるが、それぞれ石垣銳之助、関研蔵、上野良太郎という変名を用いている。一方、プライベートな書簡についてはまとまつた形で残っているわけではなく、伝記や個人の全集などの編纂物に収載されている程度である。

## 二 「薩摩藩英國留学生」の足跡

史料を紹介する前に、書簡を発信した際の状況をより正確に理解するため、薩摩藩異国留学生一行の出国から帰国までの主な行程を確認しておく。例えば⑮の「慶応元年十一月八日付 桂右衛門(久武)宛関研蔵(五代友厚)書簡」などは、玉里島津家の方で整理した際の封筒には慶応二年十一月八日と記されており、『鹿児島県史料 玉里島津家史料』でもこの日付(慶応二年)を採用している。しかし、五代友厚は慶応二年の二月初旬には帰国のためにイギリスを離れ、フランス経由で四月二五日には鹿児島に到着している。したがって、本史料は慶応二年ではなく、慶応元年の十一月八日であることが判明する。

(月・日については西暦で表記)

西暦	和暦	事項
一八六五	慶応元年	四月一七日 串木野羽島を出航。
	六月二二日	ロンドン到着。
	七月一日	長州藩士・山尾庸三と会う。
	七月二八日頃	新納・寺島・五代らが、イギリス外務省に外務次官レイヤードを訪ねる。
	七月二九日	ウイリアムソン博士の案内でベッドフォードのブリタニア鉄工所を見学。
	八月九日	斎藤健次郎がフランス人口ニーを伴い訪問する。
	八月一〇日	新納・五代・堀の三名は、マンチエスター・バーミンガム等の工業都市の視察に出発。(七月初旬ロンドン着)

八六六年 慶應二年	<ul style="list-style-type: none"> <li>八月一九日 長沢、グラバーの実家に寄宿するためスコットランドのアバディーンへ出発。</li> <li>九月一三日、新納・五代・堀は、ヨーロッパ各地を視察するためイギリスから大陸へ渡る。</li> <li>九月一四日 新納・五代・堀はベルギーのインゲルムンステル城にモンブラン伯爵を訪ねる。</li> <li>一〇月一五日 新納・五代の名前でベルギー商社設立の仮契約を行う。</li> <li>一〇月二二日 ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジの聽講生となる。</li> <li>一二月二〇日 新納・五代・堀が大陸からロンドンに帰着。</li> <li>一二月三〇日頃 新納・五代・堀が再びマンチエスター・バーミンガムに赴く。</li> </ul>
八六八年 慶應三年	<ul style="list-style-type: none"> <li>二月初旬 新納・五代・堀の三名はイギリスを去り、フランスへ向かう。</li> <li>二月四日・七日 パリでモンブラン伯爵に再会し、ベルギー商社設立の商談を重ねる。</li> <li>二月一一日 新納・五代・堀は全ての用務を終え、マルセイユから帰国の途につく。</li> <li>四月二五日 新納・五代・堀が鹿児島に到着。</li> </ul>

八六八年 慶應三年	<ul style="list-style-type: none"> <li>五月七日 寺島・村橋、帰国のためイギリスを出発。パリを経てマルセイユから帰国の途につく。</li> <li>七月六日 寺島、阿久根に到着、翌日鹿児島へ。</li> <li>夏休みを利用して、留学生は別れて欧米視察を行う。森・松村はロシアへ、島山はフランスに、鮫島と吉田はアメリカを訪問。</li> <li>一〇月中旬 第二次薩摩藩海外留学生の仁礼・江夏・種子島・吉原・湯地の五人が留学生先のアメリカへの航海途次、ロンドンへ立ち寄る。</li> <li>一二月一六日 岩下方平を団長とする万国博代表団が鹿児島出発。</li> <li>一二月六日 万国博代表団、パリ到着。</li> <li>五月二一日 町田帰国のためイギリスを出発。</li> <li>八月一日 吉田・鮫島・森・松村・島山・長沢、アメリカに渡るため、イギリスを出発。</li> </ul>
--------------	---

### 三 「薩摩藩英國留学生」書簡集成

現在確認されている薩摩藩英國留学生のヨーロッパから國元に宛てた書簡を拾い集めたところ、管見の限りでは三三点を数えた。それを発信年月日順に並べ直してみたが、書簡の日付に関しては西暦と和暦を併記しているものはごく稀で、通常どちらか一方の表記しか記されていない。発信人の日程等を詳細に分析すると、記されている月日が西暦か和暦がある程度判明するが、どうしても判断に苦しむものもある。さらには、日付の全く記されていない書簡も存在する。したがって、配列の順番が前後している可能性もあり得ることを、あらかじめお断りしておきたい。

なお、<sup>(33)</sup>の「慶應三年三月十一日付 小松帶刀宛岩下方平書簡」は、パリ万博を本国に報告する内容なので、厳密に言うと薩摩藩英國留学生一行とは異なるが、参考までに収載した。

史料の出典については、史料名の後に記した。(玉里資料)は『玉里島津家資料』の略で、本稿では『鹿児島県史料 玉里島津家史料』(三、四巻)を参考にした。(森全集)は『森有礼全集』全三巻(四七年 宣文堂書店)、(五代資料)は『五代友厚伝記資料』全四巻(昭和四九年 東洋経済新報社)、(寺島資料)は『寺島宗則関係資料集』上下二巻(昭和六二年 示人社)、(杉浦メモ)は大塚孝明「翻刻 杉浦弘蔵メモ」(鹿児島県立短期大学地域研究所研究年報)第十八号)の略である。

#### ① 慶應元年五月十六日付 桂久武・蓑田伝兵衛宛五代友厚書簡

(玉里資料)

帰郷仕候處、同志と共に我朝の形情を議して英政府へ建言せし趣ニは、日本國ハ江戸政府ニ政務を成すと云へとも、近代幕府の兵權漸々相衰ヘ、列藩其命令ニ伏従せず、就而は江戸政府と條約を結ト云へとも其詮なク、京師の命ニあらずハ普ク行れかたし、然るに京師ハ西洋諸國の事情ニ暗く、自ら強慢にして動すれば攘夷の命を下す、故ニ國民幕命を奉するものと、朝命を奉するものと式ツありて、義論一定せず、<sup>(34)</sup>國論粉乱して更ニ不止、勿論京師ハ世情ニ暗ければ、貿益之利毒ハ尚不知、依之幕府と

条約を結ひし事を改て京師ニ新約を乞ふへしと云々、然るに是を受タル英政府攝政其論を不用毫度江戸政府へ条約を結びしものを今更変改して、京師ニ新約を乞ふの理なしとて、終ニアルコツクハ支那北京のミニストルと成て既ニ出国仕候由、然るに當時ニ至りアルコツクの義論を信用するもの多々ありて、またアルコツクの建言被相行時勢ニ可至ト云ふものも有之候由、兩日跡承候付尚亦細々承合置申候、御含ニも能成御儀と奉存形行申上候、尤此度遠行前各國醜夷共攝海へ相迫り哉の風評ハ追々承居候處、アルコツク杯右之こと有之候處より斯風評も仕候半軟、当分の勢ニ而は先ツアルコツク之建言ハ不被行姿ニ承得申候、乍然アルコツク之義論を信用いたし候ものも有之哉ニ付、亦々振起候儀も難計事ニ奉存候間、攝海時變江兼日御所置御決定相成不居候而不叶事ニ奉存候、乍恐我朝之形勢ハ譬へ當時如何様の人才ありて公平至當の高論を以所置命令を下候而も、断然不行、見当ハ遠行前長崎表ニ而内田仲之助ヘ申述置候通ニ而、何事も捨置、暴論拳魁は勿論、天下列藩の政務ニ関係いたし候全權のものを委ク朝命を以 御召有之、西洋諸国事情実験の為と申す唱ニ而、英仏の両都へ日数百日位滞留せしめ、其開成強大ナルヲ普ク実験いたさせ候ハ、忽蒙昧を相聞、何れも目的一知の同論を立罷帰り

#### 西洋文明事情

当地の形情何れも難申上候、ミニストルアルコツク儀は先達而横浜より

可申、其上御国政御評決相成候ハ、下々如何様暴論家有之候而天下列藩の政府吾に志を合候上ハ、如何様とも押付られ可申、勿論暴論の拳魁自蒙昧を開き、各其輩下に過を改て解候時ハ、かならず降伏可仕软、此度遠行初生人數之内ニも高見・吉田杯ハ是迄暴論の拳魁とも可申もの二御座候處、此度航洋中地地中海迄參り候處、西洋諸国の形情を実験して、攘夷巨絶のならざるを理会仕り追々相咄候ニは、遠行の命を奉候節迄は遠行之上彼の事実を詳ニいたし候て、是非攘夷をなすの考なりしに、航洋中追々西洋諸国の形情を実見せし處、逆も攘夷杯の出来るものニ而是無之、是迄愚蒙にして暴論を吐し事をおもひ出し候へハ、実以赤面之至り、今更申訳無之、過て改るには帰郷之上暴論家ニ逢ひ候ハ、びしとやり付申度杯歎慨数々承る位御座候間、實に百聞ハ一見ニ不如訳ニ候半欽、此已前横浜鎖港談判之為仏行いたし候池田筑後守と云へるも、始暴論の拳魁にして我れに欧羅巴使節を命ぜば、横浜鎖港ハ充分談し付候と常々暴論いたし被居候處より鎖港使節となり、仏國迄出掛、其ならざるを始て研究いたし、外國々ニも不行帰朝被致、建言の一簿有之ものニ御座候、何卒愚論之趣得と御熟考被下、可然儀ニも御座候ハ、申迄も無御座候得は、

皇國の興廢を被思召、天下國家の為御尽力偏ニ奉希上候、乍恐摂海へ醜夷共相迫る哉の風評ハ有之候方御国政御決定之御為一段之御仕合ニ奉存候間、アルコツクの義論不相行云々ハ世上ニ不被洩様御含有之、矢張り摂海異艦到来の模様にて何事も御建言無之候而是、事切迫ニ不至、不迫は事不成の基欽と奉存候、△当地学生中の始末も民部様・刑部様御連名ニ而御申越相成候通の運ニ而、何事も都合宜、御同慶奉存候、毎日早天より周旋、日暮に罷帰る事ニ而、暫も寸暇を得不申、殊ニ当地ハ北極出

地五拾三度位之處ニ而、昼夜の繁雜甚敷、夜は我五ツ過キニ暮、朝は八ツ半時ニ明け、毎日暮時分に引取、彼にて筆記等仕候内ニは毎も子正過キ相休、無閑事ニ御座候、今晚茂四ツ時分迄無拋異客有之、夫より明日飛脚日ニ付、書状書右愚論相認掛候處、最早明方近ク罷成、明日も早天より周旋之賦御座候間、おもひ残て筆を没し後便ニ申上殘候、恐惶敬白、  
丑閏五月十六日夜 五代友厚 関研藏

乍末毫我朝は當時炎暑之時分、折角御自愛奉尙念候、

丑閏五月十六日夜 五代友厚 関研藏

## ② 慶應元年五月二十九日付 松田次吉宛五代友厚書簡

(玉里資料)

### 倫敦着ノ報告

不相替御社榮奉恐賀候、次ニ私共ニ茂既ニ古郷を發候より六拾八日ニして、昨廿八日夕ロントン客舎安着、一統無異儀籠在中候間、乍憚御休意可被下候、然は別紙差上候間、近便より御仕出被下度、昨夜着府候儀ニ而何の方位も不相分候得共、何事恐縮ならざるハ無之、余事申上越度候得共、着涯大混雜、他時ニ申上殘候、御地風評迄京摂の事情、長州之始末は、時々御洩被下候様可申上旨刑部様より承申候、敬白、

閏五月廿九日

五代友厚  
関研藏

松田次吉様

侍史

## ③ 慶應元年五月二十九日付 大久保利通・蓑田伝兵衛・西郷隆盛宛新納久脩・町田久成書簡

(玉里資料)

ロンドン着ノ報告

先度ゴーレより申越候通、飛脚船乗合多、此方人数はポンへ一江相廻候  
筈ニ而、同所四月廿四日出船之処、ポンへ一へ同廿八日着、則日飛脚船  
乗替一日滞船ニ而、同晦日同所出帆、テーデンへ五月七日着、一夜滞船、  
石炭積入翌八日同所出帆、シユイスへ同十五日昼時分着、則夜蒸氣車二  
而アレキサンデリヤへ発車之処、同十六日昼着直ニ飛脚船へ乗込則日出  
帆、同十九日モルタへ入港、石炭積入則夜出船、デブラルタへ同廿三日  
夕着、一時計滯船直ニ出帆之処、昨廿八日未明ソーツエムブトンへ着船、  
夕七ツ半時蒸氣車之手当相整発車之処、則夜五ツ時分ロントン客舎へ着、  
一統異儀無滯罷在候、余事申越度候得共、着涯大混雜ニ付英着之一左右  
迄、此段申越候、以上、

丑五月廿九日

石垣銳之助

一新納久成一  
町山久成一  
上野良太郎

大久保一藏殿

蓑田伝兵衛殿

大島吉之助殿

④ 慶応元年（七月初旬カ）付 横山安武宛森有礼書簡

（森全集）

久敷寸紙も奉呈候得共益御清榮可被遊御座恐悦御儀遙ニ奉存候、一私  
少も無異條大元氣至極ニ而競ひ争ひ終行仕居候付恐なから些少も御重慮  
被成下間敷候、一統ニおひても至極之無異にて仕合此事ニ御座候、偒私

共ニも又ミ轉宅仕リ二三人ツゝ分離して七ヶ所まで分れ、一人長澤氏ハ

スコットランドの方江行きガラバ之小弟と同く學問之賦にて已ニ先達而

出越相成申候、未小兒之事漸く私共も相別れ申、誠ニ此兒ハ剛氣之人ニ  
而末賴母敷人ニ御座候、石垣氏、關、高木氏等も無異にて、先此ち大ブ  
リタニヤ中之廻國に出越有之五日已前ニ歸着相成、又ミ佛蘭及び獨逸和  
蘭等之諸國を遍歴し其後英ニ復歸し然後歸國之賦御座候、大槻來年三四  
月比茂歸着候半、折角直く右共御待可被下候、堵當地至而無異しかしな  
から先達ち新聞紙廻達し少々我國之事情知れ來り、又ミ日本騒立此度ハ  
將軍ち十萬兵を起し擊長し、薩ハ長を救助するとも又否とも彌此事實説  
御座候哉、付而は 京師之模様は勿論第一父上様不及云御方様如何被爲  
在候哉、只朝夕歎息汗を握り候計りにて頓と鹽梅相分リ不申儘、佛蘭ま  
でハ日本使節柴田日向守と申人來着シ候得共いた何の模様も相分らす、  
尤何之使節御座候やら□合全く不分明ニ有之、少々聞し計りにて却而憂  
愁を深く催申候、寸志御遙察可被下候、併五日之中相分リ可申候、折角  
相待居申候、此西洋ニおひてハ只今何慮も平安にて太平を唱へ候砌、我  
國右之次第誠ニ大歎息之至御深慮如何被爲在候哉、何時か御互ニ垢姿を  
灑濯する之月日到来せん、中ミ晝夜難堪御座候、併得と熟思仕候處男夫  
節を盡し業を述へ寸志を報するハ此時に候半、誠ニ六ヶ敷浮世行先何成  
處に御深慮被爲付哉、頓と私ニは目當付兼候得は、かゝる勢ひ之時運ニ  
逢ふも自然之事ニ候得はいつれ思丈之寸志を述へきハ此時候半と、行先  
却而復樂ニ罷在申候心事御推量可被下候、外ニ申上度儀も候得共先留臺  
仕候、猶后信に奉得細詳候、乍末筆折角時感御厭御自愛專一奉懇願候  
恐惶敬白

兄 上 様

足 下

澤井鐵馬

有禮 判

共ニも又ミ轉宅仕リ二三人ツゝ分離して七ヶ所まで分れ、一人長澤氏ハ

スコットランドの方江行きガラバ之小弟と同く學問之賦にて已ニ先達而

二白 恐ながら御家内様方へは御序を以可然御傳通被成下度奉頼上候尚返スくも時感之防禦肝要に奉存候、いつれ御互二壯健ハ專一二盡し私にも始終心を用ひ保養仕り居申候、左様御放慮被成候、御方様ニも折角御自愛事要奉懇願候、尤宿元江少々保養書を贈遣仕候間乍御序御覽可被下候、別ニ龍動下村々之圖をも贈申候付是も亦御覽可被下候

一佛蘭西江も日本人壹人程居シ、先比凡一七日計リ當パリニ出來し始終落會仕り、隨分面白き人ニ而變名白川二郎と名乗り本國佐竹之藩中にて齋藤某と申人ニ而候得共、頻ニ薩藩江出仕致し度趣を石垣君抔江歎願いたし申候、尤此人ハ已ニ四年已前ヨリ僧ニ渡り是亦西洋諸國を遍歷セシより、尤佛國ニおひてハ政事學を學居候由乍然已來ハ陸軍を修練之旨趣ニ聞ヘ申候、長州之人三者も追々落會仕り勸察仕候處候、

一人山尾と申人ハ誠ニ誠實之人ニ而宣敷人ニ御座候、外兩人ハ左程面白き人物に無之候、乍然三人とも心を薩藩江傾け居候趣キニ見ヘ申候、

追々と嘲之模様左様ニ聞し可申候、左候得は最早日本之人氣大概西國

江傾候得共誠ニ進上仕合ニ御座候處無據譯

眞直ニ□差上候付御落手可被下候、ケ様ニ進上仕合ニ御座候處無據譯合到來し相達仕候由願くハ后便を御待居可被下候

追々各國之英雄の圖も手二入申へく候得は眞ニ進上可仕御待居可被下候

## 附 載

(前略) 先達より新聞紙廻達し小々我國の事情知れ來り、又ミ日本驅立此度は將軍より兵十萬を起して伐長し、薩は長に救援すとも或は否とも

尊有之此事實説に御座候哉、就ては京師の模様は勿論父上様は云ふに及ばず御方様如何被爲在候哉、只朝夕歎息汗を握り候計りにて頓と鹽梅相分り不申、偶ミ佛蘭西までは日本使節柴田日向守と申せし人來着し候得共未た何の模様も相分らす、又何の使節やらも不分明に有之、少々聞いて却て深く憂愁を催す次第守志御遙察可被下候、此西洋に於ては只今何處も平安にて太平を唱ひ候砌、我國右の次第誠に嘆息の至御深慮如何中ミ晝夜難堪御座候、併し得と熟考仕候處男兒節を盡し業を述へ寸志を報するは此時に御座候半、誠に六かしき浮世行先如何なる所に御深慮被爲付哉、私には頓と日當付兼かゝる勢の時運に逢ふも自然の事に候得共、いつれ思ふ丈の寸志を述へきは此時に候はんに行先却て復樂罷在申候、心事御推量可被下候(下略)

## ⑤ 桂久武・大久保利通・蓑田伝兵衛・西郷隆盛・新納久脩・町田久成

### 書簡

(玉里資料)

留学生監督指導ノ件等

於ロンドン府ソーツケンシングトンホテルニ

千八百六十五年第八月四日我六月十三日

英國ロンドン府之

大学校大教師

エ・エ・チ・ウキルレムソン江

君

一去月三十一日付之貴翰披見いたし候、諸薩州君公より被差遣候遊學士拾四人、講學引立方之儀、万事御引受給り、夫々適宜なる教師之處ニ差

置、怠無之様教導為致、且屢聞糺之上、精粗薩州政府御注進給り候儀は、其時々長崎表ニあるゴロウル商社江被申送、同商社より薩州方へ申送候趣向ニ致し度候、依之社中之司長たる石垣君之決談を以、一ヶ年英金四百封度、貴下之煩勞を謝んか為被差送候儀相違無之候、尤此約定ハ千八百六十六年夏之中頃迄之取極ニして、其後ハ双方之相談ニによるへし、

### 貴下之臣僕

ライルホーム

右約定相違あらんかため、拙者之名判据置候、

第八月四日

(新納久備)  
石垣銳之助

諸生一件

ロントン之大学校先生ウキレムソムと言もの余程人望も有之、ヨーロッパニ高名之由、此者ヘホームより頼談ニおよび申候處、何事も容易受合、全く諸生之親分ニ而、万事致指持候諸先生江何事も宜く致指南候様と之事ニ而有之、先月初方辺より、追々諸所ニ二三人ツ、配宿相成候而、毎日学校ニ出揃、夫々相応之業ニ相成候、此内より参居候長人杯と違ひ、御国よりの人数は、何も本式之仕立ニて至極評判宜く候、左候而、ウヰレムソム方江年分謝礼も一ヶ年ニ四百封度我金三兩余ニ相究候、是は誠ニ過當之様ニ候へ共、何分此國之風儀ニも有之、夫等は心任せニ相成兼候、乍然も日本之金子ニ比較いたし候へは、四五拾両位之割ニも候半、何分無致方仕合ニ候、倍又右之如く、英之大学校先生とは余程重きもの之由、夫々万事引受とは至極之事ニ御座候、誠ニ御威光ニ候、左候而、西洋之風儀何事も一ヶ年ツ、限りヲ立候由ニ付、別紙之通、ホームより証書遣候付、是ニ拙者之名判相加へ候、然処上野良太郎ニは学頭之処ニ而万

事も引合相成候故、此度は拙者之名前ニ而取扱候へ共、此後は良太郎よりウキレムソム方江何事も引合相成賦ニ候、又来年夫々証書も改相成賦ニ候、因而ウキレムソムより諸生中学業之試ミ折々いたし、時々見聞之形行はウキレムソムより長崎コロウル商会江差向け、御国江御届中上候様と之事ニ候、

長沢鼎事は、長崎コロウル之弟、拾三才之者罷居、是と一諸ニ入学いたさせ度之事、分而承り候ニ付、慮其意差遣候、尤長崎ニ而初メ遠航之事を引合候時分より、少年之者ヲ分而相望候付、程能ク相対置候處、其儀今ニ連続、右様之次第二相成候故今更ニ断も難申入次第二而遣候、乍然コロウル之両親相應之老年ニ而、殊之外ニ叮嚀、実ニ直子如き取扱ニ相見得候、

諸生年分被下方、○式百封度 学頭 ○八拾封度ツ、番頭列 ○六拾封度ツ、平士列 ○百封度 出水此者は是迄間之諸生之教師ニ候へ共、最早夫々配宿相成候付而は、今暫時ニ而引取ニ候て可宜と候へは、其内滯在中右之通被下方、可然致吟味取究候、尤一統江被下方は、年分衣服料并小仕ニ候、学校之入費料又は送薬料等は別段御用心金見合置、其内より御構被下可然候、右之通ニ而年々遣之申候取組之事ニ候、追而何事も取究候賦ニ候、過當之被下方ニ相当候様ニも候へ共、何分諸色高料故、無致方仕合ニ候、已上、

我七月廿七日

(新納久備)  
石垣銳之助

(新納久備)  
上野良太郎

桂 右衛門殿

大久保一藏殿

蓑田伝兵衛殿

其二

各国ミニストルヲ大坂ニ御招有之ヘキ之旨、既ニ諸藩ニ達シ、其旨ヲ

奉シ候義は被察事ニ御座候、若今外夷輩之望ニ応シ、大坂・兵庫等之

開港ヲ御許容アルトキハ、タトヒ往年彼等ヲ掃フノ赤心ヲ保ツト雖ト

モ、決テ其機会ヲ求候期無之、既ニ英之印度ヲ領シ及マデカスカ島、

仏國羅馬宗ノ僧ニ欺カレシ杯之類ヲ以押候トキハ、我カ神州起臥ニ関

係スル重大之事許ニ御座候半欵奉存候、別紙一封ハ、今英議院列位ニ

アルローレンス・ラリハントと云者、我宇宙間ニアル 神州之危愚ニ

趣クコトヲ慨歎シ、

本国之為要領トシテ數許ヲ書記、有志之御方江差出度、外蕃ノ情実陳

言仕候儀ニ御座候、仍而是翻訳相添差上度儀ニ御座候得共、飛船期ニ

相当リ、急ニ相認候訳ニ御座候得は、原文之似奉差候(マヨ)、謹言、

西暦三月十七日

上野良太郎(一町田久成)

上

一トン付二十二封度ツ

船大抵打立日數十ヶ月位、極急き六ヶ月位、夫丈高料 ○船之「ト

」馬力ハ算法有之候、船之程ニ而は難究と之事ニ候、各國注文之

船は都而トンと馬力ヲ定メ、夫ヲ以注文相成候由候、同間數ニ

而馬力格別相違も有之、何分帰帆之上ならては難尽と存候、馬力ヲ起ス之算法承置候、

一諸品相場付、長崎江追々廻置候付、当分御見置可被下候、且は船賃・

長崎運上又難船受負等、都合一割位之由、帆前船ニ而英地出帆より日本迄大抵五ヶ月近く候由、蒸氣なれば運賃高料、諸相場書も追々長崎

一軍船二千トン以上之賦 鉄

一馬力付六十五封度ツ

一トン付五十封度ツ、

三千トン以上共二三分ツ、高料

一馬力付五十封度ツ 鉄

一トン付二十一封ツ

一馬力付二十封度ツ

一馬力付二十封度ツ 帆前鉄

一トン付二十封度ツ、

右同木

同

江可差廻候間、御付人より訳書御請取差越趣有之義、此段は御含可被

下候、尚此紙面桂氏(久武)江御廻置相成様願上候、

軍艦注文ノ件

和文三通 英文一通 四通

(玉里資料)

承居候儀ニ付

一羅紗類はフランス宣候由、不日ニ彼地可參候、委細探索之賦ニ候、○

金巾類は英は帆布は英ニ毛織場有之候へ共、究而之事等不相分、何れ運賃旁有之候へは、一図ニ難究趣も有之候付、篤と探索可いたす候、

○金銀は少々日本より下料之向ニ候、乍然支那之かた可直哉運賃相減候半、○鉄・銅・石炭之掘かたは、能々相分り候、石炭西洋之探しかた候へは、御國も屹と可有之歟、さては書籍も入手之含ニ候、金山は無之候、銀山は未ニ不參候、

一西洋辺江交易品積之儀は不宜候、都而彼れもいたされ候事、明白ニ相分り候、先上海辺も同様ニ候、夫故琉屬島ニ而——第一可宜候半、

一長髪賊は又々起候由ニ而、追々新聞紙ニも相見得候旁々之事、何かたとも難定候、乍福州多き由ニも候、南京も賊ニ取られ候哉ニも相聞得候、

一御船一件は誠ニ困つたもの、横浜の方ニ而御注文第一宣候、其儀は表通無段君江も差越置候付、大印よりも篤と御聞取可被成候、誠ニ長きことニ而、難尽紙上御座候、已上、

我七月廿七日

石垣(新納久助)銳之助

伊地知壯之丞様

⑦ 慶応元年七月二七日付 桂久武・蓑田伝兵衛・西郷隆盛宛新納久脩書簡

〔(端裏書)老〕

軍艦御説文之儀、英着以来諸所有名之場所へ差越、長崎ガラバより申出之軍艦ニ基き、段々及吟味候處、一種之軍艦ニ而、船代下料丈ケハ専用とは難申候ニ付、當時欧羅巴ニおるて專要之軍艦ニ向夫々聞合、尚スコットラント・ガラスコ(各地)とは有名之造船場ニ付差越、段々探索致し候處、此商会之主人、横浜ハリソンより軍艦一条引合致し候者ニ而、案ニ行當、是迄横浜ハリソン方江之引合等承候處、當時専用之新製軍艦ニ通り之絵図差送置候付、今日は返答可有之哉と相待居候趣ニ而、船価も外造船場より余程下料ニ有之、横浜へ絵図差送候新製之軍艦ニ向説文之談判取掛候處、代払之儀、欧羅巴諸国之規則ニ而は、船艦説文いたし造船取懸りマギリカワラ居付候節、船価之三分之一を相渡、船卸之節と、

船相受取候節との都合三ヶ度ニ三分之二ツ、相渡候規則、亦無拋趣ニ依而是、三ヶ度ニ相渡候の代、四ヶ度ニ割渡候談判稀ニハ有之候由ニ而、年府(貯)払等は捨置、我朝ニ船相達候節、一同相払候談判さへ整兼候外、造船場ニ而は、何とか談判相調候儀も可有之哉と存、先ツ夫形ニ而相離れ、其後諸所造船家方へ問合候得共、万里相隔居候我朝之風俗も不相分、

御国名は新聞紙ニも折々相見へ居候得共、如何なる御国柄とも不相分、殊ニ大金之船代ゆへ、年府(貯)払ニ而は、造船家も心底ニ不任候様相聞へ、於爰許は、年府(貯)払之談判ハ実々相整丈ニ無之、必死と差図、精々吟味ニ及候處、横浜ハリソンより引合候スコットラント・ガラスコ(各)之造船場

は、船価も下料ニ有之、勿論横浜へ差送候船図は、當時歐羅巴諸州専用之軍艦と相見へ候付、ハリソンより最早御國許へ差出たるかの船図兩様之内、何れの船と取究め、ハリソン方江談判相成候外有之間敷、ハリソン商社より船価は都合いたし、造船家江相払候半、勿論左候得は、於当地粗申出候価ニ而は難相調、ハリソン方ニ而は、高利之金を以年府中船代を都合致し、其上ハリソンの益分無之候而是、如何様御國へ志を通候而も、元來之商客何のため尽力可致哉、道理顯然之儀ニ付、夫丈ヶハ船価看々相増候得共、當時御金繩御難渋之折柄、何れ右様之所置より外有之間敷存候付難黙止、横浜ハリソン方へ差送候船図之扣相貰差送候、尤船価之儀は別紙之通り承候得共、是は前件申述候西洋規則通り、船代三ヶ度ニ割渡候處之価ニ而、年府私相成候得は、此代價見當ニ不相成候、

桂 右衛門殿  
大久保一藏殿  
蓑田伝兵衛殿  
西郷吉之助殿

石垣銳之助(新納久脩)

※封筒は上野良太郎(町田久成)との連名

二而、不得止事仕合、宜御令給度、此段御問合申越候、以上、

子七月廿七日

當時軍艦必用之折柄、片時も急擣候様、精々致苦心候得共、前件之形行二而、不得止事仕合、宜御令給度、此段御問合申越候、以上、  
ハリソン方江談判相成候外有之間敷、ハリソン方ニ而は、高利之金を以年府中船代を都合致し、其上ハリソンの益分無之候而是、如何様御國へ志を通候而も、元來之商客何のため尽力可致哉、道理顯然之儀ニ付、夫丈ヶハ船価看々相増候得共、當時御金繩御難渋之折柄、何れ右様之所置より外有之間敷存候付難黙止、横浜ハリソン方へ差送候船図之扣相貰差送候、尤船価之儀は別紙之通り承候得共、是は前件申述候西洋規則通り、船代三ヶ度ニ割渡候處之価ニ而、年府私相成候得は、此代價見當ニ不相成候、

不致之處、折柄拙者共遠航致し、直き訛文の方急時可致との事ニ而、於爰許深く探索ニ及候處、内情ハ委曲相分候得共、迅速を計、反て延引相成候儀、実以殘慨不少、此上は不得止事打立、期日差急候外無之と存、段々致尋問候處、常例拾ヶ月ニは成就、乍併戦争中杯至極差急候節は、昼夜ニ相掛、六ヶ月位ニ而出来之由候得共、昼夜之造船ゆへ代價四五割も相増候由、依之横浜ハリソン方御訛文之決答相成候ハ、二ヶ月にして本国ニ達し、拾ヶ月ニは英港出航、二ヶ月ニして我朝ニ可相達賦ニ候、此段ハ為御含候、以上、

一新製軍艦と唱候は、別紙圖之如、骨組は鐵を以組立、外面檻板を以掩ひ、水平緊要之處、厚鐵板を張り弾丸を防候趣向ニ而、米利堅戦争中南方ニ發明し數々勝利有之候より、歐羅巴諸所へ相開け、追々製造いたし候新製之軍艦ニ而、先度横浜ハリソン方へ船図相送候由、尤代金之儀は於爰許西洋規則之通、三ヶ度ニ割渡大砲代を外ニして、凡拾九万五千両程相掛候由、乍併別紙間合ニも申進候通り、横浜ハリソン方より訛文相成候ハ、此直段は見當ニ不相成候、且亦先度ハリソン方より造船家へ掛合候節、船之長サと大砲数相究め申來り、船之長サニ不相應之大砲数ニ候得共、訛文なれば不得止事、六拾八封度之大砲拾六挺無理為乗付候絵図相認め、横浜へ差送候由ニ而、船ニ不應大砲数は、反て害と成り、無益之事候半と造船家頻ニ歎談致し候、此船之大ニ而拾式挺位を相備至当と可申、米利堅戦争中、大ナル戰功ヲ顯候船は、此船同様之大ニ而、大砲八挺を相備有之候由、旁確証も有之、弥

大砲數は不相應と相見へ候付、尚亦御熟評有之度候、左候而ハリソン方より申出候趣ニは、図之如く水平船腹江厚鉄板は不張趣ニ付、此船ニ御訛文相決候ハ、當時相用候厚鉄板を船腹ニ張り候處ニ而御訛文相成候旁可然相考へ候、

一鋼鐵艦と唱候船は、世上之所謂突船ニ而、図之如ク船腹厚鉄板を以張り、甲板上ニ直立したる図形之砲台を第二甲板上ニ於て自由ニ周轉せしめ、砲發を便ならしめ候堅固之軍艦ニ而、當時歐羅巴諸州最毛盛ニ打立候、尤於爰許之船価ハ、別紙図之大ニ而大砲代を省き、凡三拾万兩余より三拾壹万兩位迄相掛候由、此船図も先度横浜ハリソン方江は前件之新製軍艦圖一同差送候由なり、

一大砲代之儀は船代之外ニして、當時有名之アルムストロング「ホウヰツホルト」之兩種之内、為乗付相成候ハ、右両家より造船家買取、為乗付差出候訳ニ付、別紙大砲直段為見合差送候、尤當時四拾封度以上之アルムストロングは、種々害ありて本込を不相用、皆口込ニ有之候、アルムストロング「ホウヰツホルト」ノ得失は、於当地も利害両立して難決候得共、「ホウヰツホルト」ノ弾丸ハ製作至て六ヶ敷相見得候付、何れ口込之アルムストロング方ニ而も可有之哉、右両様之軍艦、得失之儀は、是迄於諸所顯在実驗致し候處、新製軍艦より鋼鐵船之方最も堅固ニ相見得、至極要用ニ相考候得共、夫丈ヶ船価相増候儀故、於爰許難決候間、両艦之内御金繩之都合ニより御評決有之、ハリソン方江御訛文相成度候、左候而ハリソン方より引合之趣ニ而は、大砲玉薬并小銃之為乗付ハ無之様承候付、折角御訛文相成候儀ニ付、

其軍艦ニ相應候玉薬・小銃迄も為乗付、御訛文之方可然哉相考候、但新製軍艦へ大砲抬式挺も為乗付候ハ、大砲代相應ニ相及、鋼鐵

艦之価ニ格別相異り間敷哉ニも相考候付、為乗付之大砲玉目御評

決之上、大砲代ト新製軍艦代を相合せ、鋼鐵艦之価ニ比較し、得と御評儀有之度候、

相成候旁可然相考へ候、

於ロンドン府千八百六十五年

第九月十六日我七月廿七日

君 横浜ゴロウル商社へ

一過日、薩州より貴下之商社へ軍艦訛文之儀、粗談判有之候由之処、右返答追々致延引候次第、貴下へ明解いたし與候様、即今爰許滯在之士官より承知致し候、右は此度遠航之折柄ニ付、尚又於爰許巨細ニ致探索、適宜之軍艦訛文致し候様と之命を被報、英着以来有名之造船場諸所へ同伴、其内ランドルフエルドルス商会へ被差越、委曲探索相成、且談判有之候処、彼是得者有之、先度同商社より貴下へ被差送候圖面之通<sub>州士官へ被相渡候半</sub>軍艦、壹艘は水平線之処鉄板を以張りし木船ニして、大サハ千九拾トンなり、今壹艘は甲板上ニ砲台ある鐵軍艦ニして、大サハ千四百五拾五トン、右式艘之内壹艘、適宜之船訛文相成候半款、尤金繩之都合出來候得は、鉄軍艦を至極被相望候由也、此書便、一同爰許ニ而探索之次第、巨細被申送候趣、然ル上ハ右訛文之儀も速ニ治定可相成、船代払之儀は、貴下へ談判可相成候由なり、

貴下之臣儀

ライフルホーム

(8) 慶応元年七月二八日付 松田次吉宛五代友厚書簡

(玉里資料)

「アームストロング砲」「ホウキツトウヲルツ砲」及弾薬代償見  
積書

アルムストロング口込大砲

十二ポント砲

備英金百五拾封度

弾丸数百之缶

但オップセント相添

「為金四百五拾両」

二十ポント砲

同 式百式拾封度

十二ポント砲弾丸

同 四拾七封度拾三シルリング三ペンス  
「百四十二両二歩三朱」

四十ポント同

同 三百五拾封度  
「為金六百六十両」

四十ポント同

同 三百五拾封度  
「為金千五十両」

四十ポント同

同 八拾五ポント拾八シルリング九ペン  
ス

四十ポント同

同 六百拾封度  
「千八百三十両」

四十ポント同

同 千五拾封度  
「三千百五十両」

四十ポント同

同 百拾五封度六シルリング三ペンス  
「三百四十五両三歩三朱」

四十ポント同

同 式百封度六シルリング三ペンス  
「六百兩三歩三朱余」

四十ポント同

同 三百四拾式封度拾六シルリング三ペ  
ンス  
「五千四百両」

四十ポント同

同 千八百封度  
「五千四百両」

四十ポント同

同 千八百封度  
「五千四百両」

但同断

砲台

(付紙)

「別紙鋼鉄船へ居付候大砲は、百封度之アルムストロングと相見得候  
処、此直段付ニ不相見得候付、七拾封度・百五拾封度之中間ニ依て比  
例致シ候処、凡百封度ニ而ニ千四百八拾六両位も可致哉、勿論此大砲  
之価も別紙問合ニ申越候通り、ハリソン方より説文相成候ハヽヽ是以  
見當不相成候得共、為見合申進候」

十二ポンント野戦砲	同	百六拾封度	着発弾四シルリング
		「四百八十両」	「為金二歩一朱位」
但要具相添	二十ポンント	同	六シルリング
		「為金三歩式朱」	
三十ポンント	四十ポンント	同	六シルリング
		「百九十五両」	「六シルリング三ペンス」
四十ポンント	四十ポンント	同	九シルリング
		「三百五十五両」	「クニ三歩三朱」
七十ポンント船砲台	同	百五封度	「為金一両一歩一朱」
		「三百十五両」	「クニ二両二歩」
百五十ポンント同	同	百四拾五封度	拾シルリング
		「四百三十五両」	「クニ二両二歩一朱」
三百ポンント同	同	武百三拾封度	「クニ二両二歩一朱」
		「七百二十両」	
スリ砲台	七十ポンント	同	拾八シルリング
七十ポンント船スリ台	同	六拾五封度	「クニ二両二歩一朱」
百五十ポンント同	同	百五封度	「クニ二両二歩一朱」
		「三百十五両」	
三百ポンント同	同	百七拾封度	武拾七シルリング
		「五百拾両」	「クニ二両二歩一朱」
空并着発弾數壱ツノ価	三百ポンント	同	三拾武シルリング
		「クニ四両一朱」	「クニ四両三歩一朱」
十二ポンント	同	五拾五シルリング	「クニ七両一歩一朱」
		六十五シルリング	「クニ九両三歩」
空弾三シルリング六ペンス	「為金一歩三朱位」		

元込之砲ハ右之価ニ壹割五分相増し可申候、代銀拵之儀は、御説文之節

三分ノ一、亦三分ノ一ハ半成就之上、残り三分ノ一ハ都て成就之上ニ而

御扱入被下候事、

荷造雜用等ハ右価之外ニ御座候、

(付紙)

「別封御軍艦御訛文一条ニ付、愈々御掛合相成申候間、急便より御仕出

被下度奉願上候、已上、」

丑七月廿八日

関研蔵五代友厚

松田次吉様

侍史

砲台代価

二十ポン

同 三拾四封度

「為金ニシテ百二両」

三十ーポン

同 三拾九封度

「為金ニシテ百十七両」

五インチ半

同 五拾封度

「為金ニシテ五百五十両」

五インチ

同 七拾三封度

「為金ニシテ五百九十九両」

スリ台同

同 八拾封度

二十ポン

同 八拾封度

「為金ニシテ二千三百四十四両」

七インチ同

同 千五百封度

「金ニシテ四千五百両」

五インチ半

同 百四拾四封度

二十ポン

同 百七拾壹封度

玉捧其外要具式代価

三十二ポン

同 八封度

「金ニシテ二十四両」

五インチ半

同 九封度半

「金ニシテ二十八両」一歩

七インチ

同 拾壹封度拾五シルリング

「為金三十五両式朱余」

砲台代価

同 三拾四封度

「為金ニシテ百二両」

二十ポン

同 三拾九封度

「為金ニシテ百十七両」

五インチ半

同 五拾封度

「為金ニシテ五百五十両」

五インチ

同 七拾三封度

「為金ニシテ五百九十九両」

スリ台同

同 八拾封度

二十ポン

同 八拾封度

「為金ニシテ二千三百四十四両」

七インチ同

同 百四拾四封度

「金ニシテ四千五百両」

五インチ半

同 百四拾四封度

二十ポン

同 百七拾壹封度

玉捧其外要具式代価

「金ニシテ二十八両」一歩

七インチ

同 八封度

			スリ台用之心撃并車一式	「為金五百十三兩」
			三十ポンント	空彈同
		同	百拾封度半	「為金七拾五兩」
			三十二ポンント	同
			百拾封度半	「為金三十一兩二歩」
			三十二ポンント	同
			拾式封度半	「為金九十九兩」
			五インチ半	同
			六拾九封度半	「為金三百十五兩」
			七インチ	同
			六拾九封度半	「為金三十八兩弐朱余」
			ヘントスパイクス但木挺之類软	「為金二百〇八兩二歩」
			三十ニポンント	同
			武拾六封度	「為金七十八兩」
			五インチ半	同
			三拾三封度	「為金九十九兩」
			七インチ	同
			四拾三封度	「為金百二十九兩」
			三十ポンント	同
			拾六封度半	「為金四十九兩二歩」
			二十ポンント	同
			武拾六封度	「為金七十八兩」
			五インチ半	同
			百封度	「為金三百兩」
			七インチ	同
			武百七拾八封度	「五百三兩弐朱位」
			三十ニポンント	同
			筋立テ円弾同	「為金八百三十四兩」
			二十ポンント	同
			五封度拾壹シルリング	「為金四百五十一兩二歩」
			五インチ半	同
			五拾五封度拾式シルリング	「為金百六十六兩三歩」
			百五封度	「百五十カ」
			同	「為金四百五十一兩二歩」
			五インチ半	同
			拾七封度拾四シルリング	「為金二十六兩弐步余」

「為金五十三両」

但油塗リタル栓之類歟  
数百之価

七インチ

同 三拾三封度  
「為金百両式歩」

鉄柄打銅空弾

數毫ツ之価

二十ポント

同 四封度半  
「為金十三両式歩」

三十ポント

同 五封度  
「為金十五両」

五インチ半

同 六封度半  
「為金十九両式歩」

五インチ半

同 六封度半  
「為金二十八両式歩」

五インチ半

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金四十四両壹歩式朱」

七インチ

同 六封度半  
「為金四十四両壹歩式朱」

パトロン用之袋

同 六封度半  
「為金四十四両壹歩式朱」

数百之価

同 式封度  
「為金六両」

同 式封度半  
「為金七両二歩」

同 式封度半  
「為金十二両」

同 四封度  
「為金二十四両」

五インチ半

同 八封度  
「為金二十四両」

七インチ

同 八封度  
「為金二十四両」

七インチ

同 八封度  
「為金二十四両」

ルブリケートギングウヲツト

三十二ポント

同 三封度  
「為金九両」

五インチ半

同 六封度半  
「為金十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金十九両二歩」

五インチ半

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

五インチ半

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

五百之価

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

五百之価

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

管数百之価

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

五百之価

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

五百之価

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

七インチ

同 六封度半  
「為金三十九両二歩」

ウードサボット但木栓之類歟

同 壱封度式シルリング六ペニス

七インチ

同 壱封度式シルリング六ペニス

ルブリケートギングウヲツト

同 壱封度式シルリング六ペニス

三十二ボント

同 壱封度八シルリング

(森全集)

「為金四両三朱」

五インチ半

同

壱封度拾三シルリング  
「為金四両三歩三朱」

七インチ

同

壱封度拾九シルリング  
「為金五両三歩」

荷造雜用之儀ハ、右価之外ニして、三分之ハ御説文之節、残りハ成就之上、御払入被下候事、

⑨ 慶応元年八月七日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

不肖の私千萬恐入奉存候得共御諱憚の程も忘却仕寸忘愚慮の趣無伏臘奉申上候、伏して願くは慈仁可被下候、其議外に無之御方様如何御渡世被遊御座候哉、文武一向御研究御上達被爲入居候哉、就ては恐多奉存候得共行先の世體御深慮如何御見定被遊御座候哉、(中略) 私愚考仕候處いつれ文武は武士の基本と定り居候得共、當時の世體深慮に可及場合に御座候はんか、武も武に依り劍戟の武は區々の小武に御座候はんか、實に劍は一人の敵にて一身の守戒と愚存仕候、自ら深き御遠略の處は奉察候得共、非常の時節は非非の大見定を据すんは男兒の仕業仕遂難く御座候はんか、(中略) 阿兄深慮之不肖の私汚言至極、且御遠略の處も不顧賄千死萬罪伏して罪を階下に奉待候 積首敬白

(前略) 私事にも大元氣にて勉強仕隨分人にも後れ不申候に付乍憚些少も御懸慮被成下間敷候、外一統にも至て無異仕合此事に御座候、石垣君等三士も去月二十四日佛蘭西廻着彼地二十日餘り滞留にて一應當地に引取り不日に歸朝の積に御座候、然れば來春は大概二三月に於ては被歸着候半、萬事其期を御待居可被下候、御當地の勢も迫日相變し古砲家云々の一條及び大島先生昇役の事件等細々御示し被下實に雀躍千萬、乍恐神州の正氣も未衰と計りに覺申候、且又川上、坂元、平田、岸良、谷村、川崎等の事に就ても誠に國幸至極追々世體も一變仕候半、いつれ生涯の間には男兒の志爲是行はるゝ事あらんと晝夜只思ふのみに御座候、寸志の程御推察可被下候、(中略) 當地へ廻送の新聞紙に將軍又ミ大軍を引率して不臣の徒を誅せんか爲大阪まで通行の處、一ツ橋の配下なる一人の刺客將軍を狙ひ候處右科露顯して被戮候趣其外種々の新聞相見候得共、何れも粗略且は眞偽の處も難計是等の處御後音詳報奉希候

造士館の廢止に付き云々誠に案外に御座候、併し自ら御上の御深慮可有之、然るに坂本先生などの愁嘆は想像罷在申候、講館も追々御變革可有之歟、乍餘計古來の館風は甚宜敷無之是非御變革は有之度と希望仕候、海彦士杯は當分如何御座候哉、講館に就ては周旋有之候半と推察仕候、御存の通私は寸志も是非館中を盛んに無之は人物は出來間敷と申す考は未た變し不申候、西徳杯は當分如何に罷在候哉御聞は無之哉、此人講館の爲盡力せんとの説も承居申候(下略)

(前略) 佛地まで渡來の日本使節も一向譯柄分り不申候、表向には器械

其他諸物を買入れんか爲と申す事に候得共内實は佛を頼みて未來の計策

を爲すとの事に御座候、尤薩摩より已に英國に多くの書生等を渡して後

世恐敷基ならん事を察し終に斯様に渡來の首尾と傳聞仕候、彌ミ右の通

の譯に候得は可笑の至、誰一人皇國に生れて當時の形勢を慨嘆せさらん、

實に古來の姦性中ミ言語に絶へ申候、將又西洋に於ても幕名甚宣敷無御

座候、實に同く皇國にありて右様の形勢且外吏より善惡を被指候段慷慨

至極の耻辱なり、嗚呼何の日か天運の循環を得ん、(中略) 何れ人間一

度は宇宙を遊観せすんは十分の大業遂げ難しと愚存仕居申候、私にも了

簡未だ頓と据え不申候得共此度渡海以來魂魄大に變化して自分ながら驚

く位に御座候、私に於て第一學問する所人物を研究するにありと考ひ付

始終心を用ひ汚魂を洗濯仕居申候(中略) 若や英學御打立も有之候は、

書籍は如何に御座候や、何れ佛書にて候半、若や字引及文典など御用ひ

に候は後便進上可仕(下略)

⑫ 慶応元年九月十九日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

(前略) 私にも近來は誠に何かに謹むと考申候内殊に體の養生は手を付申候、毎朝眠覺次第直ちに冷水を以て總身を清潔にし、其食物の養生は勿論毎日半時の間確と時を定めて綱攀をなし逍遙を取り種々の力働をして壯健を養ひ申候、若も一日右等の仕事を缺申候得は却て不快を催す勿論毎日半時の間確と時を定めて綱攀をなし逍遙を取り種々の力働をして壯健を養ひ申候、若も一日右等の仕事を缺申候得は却て不快を催す位に御座候、扱又先度の御深慮の養生の文今に頓と忘れ不申候、寸暇の節には拜見仕實に一々御尤千萬今更其時の粗暴の養生を惡むまでに御座候(下略)

⑬ 慶応元年十月十三日付 桂久武宛五代友厚書簡

(玉里資料)

歐州文明ヲ報ジテ見学ノ必要ヲ告グ

八月廿二日龍動府を發しウエルギー国都府より独逸列国李漏生都府和蘭

諸所相周、去月廿八日仏國都府巴理斯へ參着無異周旋仕居申候、乍恐御

休念被遊被下度奉願上候、傍は當府之形勢は龍動府へ比すれば三分一位

も可有御座候得共、一体繁花美麗にして不恵なく、海軍は英國に不及と

云へとも陸軍は英亦不及、當時於歐羅巴諸學問の開ケたるは仏國の右に

出るなし、英人と云へとも依学問其極ニ至れば、仏書ニ依て講すると

云々、故に仏國は下に人才多く在て國政を討論する事多く、國政甚不容

易、譬仏國は私式之才力を以動し与ふとも、英國は難動是を以て英仏之

情体を御推覽被遊被下度候、其他一般歐羅巴之形勢、國政之大意と云ふ

ものは、富國強兵之順序を相守詳に出入を計りて事業に及す、國政公平

にして貴賤を不論、高論あれば則是を用ひ人を擧るに愛憎を以せず、才

力を論して各其機を以専任して仕ふ、海軍は海軍局に学ひ、陸軍は陸軍

之學講に入る、其他の講學と云へとも各隨意之學講に学ぶ、亦貧人は貧

院を立て養ひ、病院は病人を療治せしむ、捨子は養院に養ひ、馬鹿院啞

子院を立て、適宜至当之職業を教へ、罪人と云へとも無益に籠舍する事

なく、其局中に放置て各得意の職業を以、種々の製作をなさしむるの類、

實に不至處なし、歐羅巴諸州に於て尤公平なる仁政は第一英國第二ウエ

ルギー國也、其他仏國・獨逸列國・和蘭等は公平之内ニ茂國法と云へる

ありて、英・ウェルギー國の如にあらず、御熟知之通英國は我朝同様之

孤島にして、物産土質ハ我朝に難比候得共、富國強兵共に成て地球上を横行し、英國の右に出るなし、我朝は人質強慢にして地球上之広を不知、

国内之動搖に空ク年月を費す井中の畦か井口より蒼をあをひて広とするに似たり、今形ニ而は北に魯西亞あり、西に英仏あり、東に米利堅ありて終に彼之沓を取るに至るへし、嗚呼其期ニ至り概歎艶とも益なし、故に遠久之大患を見通して速ニ蒙昧を照し國を開き富國強兵の尽力ながらさるへからず、是迄我朝之形勢を推候處、先便も申上候通、各自論を主張して如何なる高論と云へとも快とせず、異論紛々、更に國政決定するの期限なし、適患國之士不少と云へとも我朝内部之形勢動搖而已を注目して、井中之蛙論多く、主張する処の義論異にして、皇國之全力を尽す不能、故に開鎖を不論、公家方諸大名を始、列藩之政務に關係する全權を撰び、或は攘夷家之拳魁と共に歐羅巴之形勢見せしめ、我彼の国体政務の得失を日下に決論し、天下列藩志を一にして國政の大変革を起し、普く緩急之別を立、富國強兵之基本を相守、國政を振起せば、拾余年の功を不待亞細亞に独歩すへし、此節遠行人数之内ニ茂過半は攘夷の拳魁たる人物有之、地中海へ参る迄は種々強慢之愚論多、見聞も不忍様御座候處、地中海マルタ島港に着、始而歐羅巴之開成強大なるを実験して、忽蒙昧を照し、是迄主張せし愚論を恥、歎慨して不止、刑部様私共ニ茂是迄歐羅巴之事情粗觀察仕居候得共、斯迄はあるましく相考居候位ニ而、遠航以来段々愚存茂相變、以御蔭此度格別之講学を仕り、日々諸件を見聞して、只々憤發慷慨而已ニ御座候、勿論歐羅巴は我朝之形勢を以及熟考申候処、未た遊学生等を差出之階級等無御座候、如何となれば、譬へ学生成功帰朝いたし候而は、上に立官吏蒙昧なれば不行、勿論下より上を仕ふ不能、則當時仏國之形勢同様ニ而、下に人才多して上愚なるか故に、国制は甚以不容易候、國を開に緩急の別著して富國之功不成バ、良法ありと云へとも行ひ難し、故に乍恐、大守公御一番に被遊御踏出、上

よりして下を開くの御所置こそ奉専念候、次ニは御國許而已相開ケ候而茂普、皇國に及す不能候付、前件ニも申上候通、公家方は勿論列藩の諸侯歐羅巴に航して形勢実験無之内は御國政御決定之期断然無御座候付、此義論は是非——御同意被遊被下、可成速ニ相開候様御尽力奉願上候、右之外申上度儀は筆紙難尽、何れ不遠御目通仕候節可尽申上候、至誠敬白、

丑十月十三日

関研五代友厚拝

右衛門様

侍史中へ

迫而奉申上候、御國許も追々整財之御手略被召付哉之趣伝承仕り、就中南島ニ於てガラバ江之御談判、香港之鎮台ちと不承知之由、ガラバ商社よりホーリーへの書状に相見得、於爰許歎息仕る事御座候、歐羅巴之形勢実験仕候処、愈以富國之策略切迫と罷成、段々趣向相付申候処、別而能キ都合ニ相運ひ、此策普く相行候ハ、、百万両貳百五拾万両之御金繰は如何様とも御出来相成可申候、此始末は運航中第一之御土産と奉存候得共、大略申上候而は、反而御疑惑可被遊候付、帰郷之上と申上残候、尤此外差急申候事件も御座候間、精々差急帰郷之賦御座候間、來二月中ニは拝謁可仕哉奉存候、毎度乍恐乱筆御推覽奉希候、敬白、

⑭ 慶應元年十一月八日付 桂久武・大久保利通・蓑田伝兵衛・西郷隆盛宛新納久脩書簡

(玉里資料)

英國ノ日本ニ対スル武力政策  
別紙之通近比承得候、此儀も慥成出所ニ有之、第一之事柄付早速申越候、

然処既ニ兵庫開港も近寄り、是が右之期限軟と申事ニ候、備又便良も当分滯英、先度も申越置候通、今ニ別段相替処差而承程之事も無之候へ共、武備之手当は近々有之由ニ承り候、乍恐生財之一事は曾而手段も無之、ケ様ニ武備之用意迄而已、如何之もの软、西洋人之呻も近々承り申候、和蘭ニ打立之船も来年は日本江廻船相成賦候由、四拾間余之軍艦

二而、大砲も二拾挺位と申事ニ候、我々共も我來月中旬迄ニは英地出立帰帆候趣之賦ニ候、殊之外ニ長引き候へ共、決而何も御都合向之事ニ而候へ共、何分情実巨細書面ニ而難尽候、已上、

我十一月八日

〔新納久脩〕  
右垣銳之助

桂右衛門殿

大久保一藏殿

蓑田伝兵衛殿  
西郷吉之助殿

秘密之急報

英國万政務全權領事官パームストン名と申もの、今式ヶ月以前致病死、跡代是迄外國掛領事官ロスル名ニ被命候處、則魯細亞・李漏生・和蘭・仏蘭西へ密使を以極内談判いたし候趣意左之通、一日本国は人質強慢にして条約を不守、道理相諭候而茂詳解する不能、今形ニ而は往々和親交易普相行れ候期限無之、故ニ速ニ兵權を以強慢を治し、蒙味道理を照して國家を開しむるの外所置なし、英國ニ於ては兼而亞細亞諸州へ差遣置候數拾艘之軍艦相遊居候付、此内より差向一戰ニ及び、兵權を示て隨意ニ開港を成すへし、勿論必勝無疑候付、

軍用之雜費は日本より可相請取候間、別段出金ニ不及、故ニ亦国民之

惣論を不待、領事官中之権を以可計、御同意可給哉と云々、

魯細亞・李漏生之返答ニ、日本國と和親條約を結と云へとも、未だ商民等相渡り貿易を成すに不至、兵權を以随意之開港いたし候而茂、國家を益する程の功なし、御内談之趣ハ御尤ニは候得共、御同意難致と云々、

和蘭國之返詞は、三百年來和親旧交之國柄ニ付、譬へ條約を不守と云へども、不得止事、内情もあるへければ、兵權を擧て襲に不忍と云、仏國ニ而は魯細亞・李漏生同様之趣ニ而、國家有益薄く、則今御同意は難致候得共、於英國難默止時機ニ茂相成、御出艦有之候節は何時も応戦可致と云々、右各國より返答いたし候大略ニ而、其後英政府ニ而如何様之評決いたし候哉不相分候、勿論ケ様之密談は各國政府ニ而互ニ相秘候儀ニ而、實不相洩事候處、幸にして承得申候、尤ケ様之儀を相洩候儀露顯いたし候節は、則入籠いたし候程ニ而英國中ニ而、領事官五六人之外存候もの決而無御座候由、且亦右密談之基を承候處、故ハームストンは天生穩なる所置を相好候人物ニ而、此已前横浜へ参居候ミニストルアルコツク致帰英候節、日本國は兵權を以なさゝれば事成かたしとの云々をハームストンへ論候處、ハームストン信用不致、夫故ニアルコツクは支那北京へ遣候由、然るに當ロスルは至極活発なる所置を相好候人物ニ而、兼而アルコツク之説を信用いたし居候山ニ而、此度ハームストン之跡ニ出、速ニ右之談判を發候由御座候、鹿児島戦争前生麦一条之所置を横浜ミニストルへ指揮せし趣を、今更承候へは、此御方より償金御差出不相成節ハ、(後欠)

(玉里資料)

歐洲ノ事情、幕府ヘノ答弁、英國ノ対日本策等ノ報告

英國万政全權領事官バラミュミニストル パームストンと申者、今五拾日計前致病死、跡代り是迄外國事務領事官ミニストル ロスルニ被命し以來、魯細亞・李漏生・和蘭・仏蘭西へ密使を以談判せし趣ニ、日本国は人質強慢にして條約を不守、道利相諭候而茂詳解する不能、今形ニ而は往々和親易貿益普く相行れ候期限無之、故に速ニ兵權を以強慢を治し道理を照し、國家を開かしむるの外所置なし、英國ニ於ては兼而亞細亞諸州へ差出置候數拾艘之軍艦相遊居候付、此内より差向ヶ及一戰、兵權を示て隨意之開港を成すへし、勿論必勝無疑候付、軍用之雜費は追而日本より可計御同意可給哉と云々、

一魯細亞・李漏生之返答に、日本国と和親條約を結ぶと云へとも、未た商民等相渡り貿易を成に不至、兵權を示して蒙昧を照し、譬へ随意之開港いたし候而茂、國家ヲ益するの功なし、御内談之趣御尤ニは候得共、御同意難致と云々、

和蘭国之返詞は、三百年來和親旧交之國柄ニ付、譬へ條約を不守と云へとも不得止事、内情もあるへければ兵權を拳て襲に不忍と云、

一仏國ニ而は凡魯細亞・李漏生同様之趣に返答いたし候哉之内、於英國難默止時機ニも相成出艦有之候節は何時も心戦可致と云々、

居候哉更ニ不相分候、勿論ケ様之密談は各國政府ニ而互ニ相秘候儀ニ而容易ニ不相洩事候處、幸にして承得候、尤此前英國万政全權パーム斯顿は天生穩かなる所置を相好候人物ニ而、横浜へ相勤候ミニストルア

ルコック帰英之節、右パームストンへ建言せし趣に、日本は兵權を以道理を不示は難開との云々申立候處、パームストン信用せず、必竟夫故アルコックは支那北京ニ遣候始末之由、然る處此節パームストン之跡に出候ロスルは兼々アルコックノ説を信用いたし居候由ニ而、速ニ各國へ密談を始し事と被察申候、且亦今亦承候へハ、鹿児島戦争前若

薩摩より償金を不相渡節は蒸氣船を可奪と横浜ミニストルへ命を下候

ものも右ロスル之所置する処也と云々、

—此壹枚は草稿にして念之為差上申候、表向石垣氏銘之助より御連名ニ而御差送相成候由、

取候間、別段出金ニ不及、又國民之惣論を不待領事館中之權を以可計

幕府より御尋問之節御答振之大略

國許家来共今般歐羅巴ヨーロッパへ罷越候始末は、近來天下之形勢

日に致動搖、御国政御決定ニ至り兼候處より追々奉 勅命、 大隅守登

京数々 參内被仰付折柄は、於 内裏 大樹公 市橋公 其外諸大名之御

列席に罷出、御国政向御相談も蒙 仰、 服感不申上も反而恐入奉存候付、

追々存慮建言仕候儀ニ御座候、然る處當時御国政向重立候ケ条は開鎖之事件より專夷人御取扱向之儀ニ而、於 幕府は追々歐羅巴ヨーロッパへ使節をも被

差出、和蘭国ニは多人数之学生御差出相成、時々夷情御見聞被遊候儀は勿論、長崎・横浜・箱館等ニ而異人御取扱等ニ付、自夷情被遊御熟知候

御儀ニ御座候得共、國許之儀は是迄御国禁之儀故家来共隨意ニ航海仕候儀不罷成、長崎・横浜等ニ而異人付逢茂不仕候ニ付而は、顯実異情ニ暗き 大隅守御国政向之奉 御相談存慮申上候節御取用被下、万々一も其

事件異情ニ難心事ニ罷成、夫より御国家之御大患を釀出候儀共有之候而是、天下國家之御為不容易重大之儀、甚以恐入奉存候間、是非夷情探索

不仕候而不叶時機ニ罷成、則受御免許家來共歐羅巴へ差出度存候得共、未開鎖之御議論さへ御決定相成兼候折柄、譬へ奉願候而茂実御免難被仰付形勢ニ付、暫默止罷在候得共、尚及熟考候處 御国政向御相談之蒙仰候儀は前件申上候通最至太之儀ニ付、御国禁之儀ニは御座候得共、輕重勿論難較不得止事、夷情探索之為家來共歐羅巴へ罷越候第一ヶ条之趣意ニ御座候、次ニは軍整筋之儀は追々以御嚴命被仰出趣も有之、積年國力を傾け調整仕置候得共、一昨年於鹿兒島英夷と及一戰候處、些七艘之軍艦さへ壹艘も打沈め得不申儀遺憾千歳之至り、必竟は海軍之不開と當時之軍整に拙故とも可申、夫より國中之士民激動憤發して講學之手略を尽候得共、海軍及利機製造又は大小砲調練之儀は專彼之長する處にして、於我朝研究難致候付、異情探索を本意といたし、寸闇を以彼か長する處之講學為仕候式ヶ条ニ御座候、第三ニは追々海軍を開き砲台を築き、大小砲を備へ武備充実せしめ候とは日に千金之費有之、常例旧式之國力を以実充分及し兼候處より、歐羅巴諸州ニ於て整財弁利之機械を求め、或は彼か專好する處の物産を探索して國中ニ開き、普富國強兵之礎基相立候様之趣意をも申含越候第三ヶ条ニ御座候、

右三ヶ条之儀は當時國家興廢ニ相關候眉焼至迫之急務にして、片時茂默止難罷在、御国禁を破候儀は重々恐入奉存候得共、御國家之御興廢をおもひ候へハ輕重以難比不得止事、家來共歐羅巴へ罷越候始末ニ御座候間、何卒前文之趣意得と御熟評被下、寛太之御所置奉願候外無御座候、乍併 御国禁ニ相背候儀は日々奉恐入候と云々、右愚存之大略申上越候、就而は當時我朝之形勢ニ依て趣意相異候儀は勿論之御儀ニ奉存上候付、何卒御熟覽御熟評之上可然御取直被下、依時宜ハ幕府より尋問不仕内断、然此御方より御届切之御手段も可被為在哉奉存候事、

遠行以来今ニ御模様不奉承知候得共、愈以御勇采御連勤可被成御座、恐悦至極奉存候、次ニ爰許一統無異、初生中ニも追々勉強昇達相成申候、私共ニ茂当月三日仏国都府巴理斯より龍動府へ引取、無異罷在申候、乍恐御休念被遊可被下候、

一我朝之形勢も一向不相分穩方ニ而可在之歟、支那新聞紙上ニ横浜より各国領事官兵庫開港欽之事件ニ付、大坂辺迄出掛候哉之趣相見得、始末如何と遠思罷在申候、且亦歐羅巴も格別珍事ハ無御座、別紙急報幸にして承出石垣様御方へ其様差出置候得共、草稿尚亦差上申候、別紙之通英政府より各國へ致内談各國同意之姿ニは無之候得は、英政府ニ而我朝之形勢ヲ見積候上ハ、専来兵庫開港は勿論、何そ之物儀ニ付込必す襲来可仕は案中御座候間、當分之内御所置向御評決被為在度奉存候、御條約各國之内英國は頻ニ兵庫の開港を懇望いたし居候様子ニ而、仏國は渡來之商民等相少々、譬へ開港いたし候而も夫迄之國益と難申、反而償金ニ而も相請取開港不致を相好候模様ニ候得共、亞細亞ニ而ハ英國を押候儀不相成、英國之下ニ付仏國は周旋仕候由御座候、當時横浜在留之英ミニストル尤強情ナル人物、本国ニ而は別紙之通相醸、何分ニ茂兵庫之開港は御開港以來第一之御難体ニ御座候、いやと云へは勿論戰爭ニ而京 摄之地拾日も難保、亦開港相成候ハ、天下之人心難渢如何なる知者も所置するの道なし、此以前内田仲之助殿歐羅巴より愚札を以申上候、天下列藩諸大名之公子亦は政事ニ関係する全權及び三条・中山如之暴論家を集て英艦ニ頼ミ、歐羅巴之形勢ヲ見せて後兵庫の開港を可談との云々、市橋公自信義を尽し応援相成候ハ、拾ニ七八迄は承引可仕哉、苦心之余り余計之儀迄申上越候、

幕使柴田日向守列上下捨人来仏、四ヶ月計滞留、使命之趣は第一仏国

政府ニ和親水魚之交を乞ひ、軍艦製造ニ要用なる諸蒸氣機関を求め、

江戸石川島軟金沢辺ニ軍艦製造局を打立、或は仏國より陸軍士官を相  
雇ひ普ク海陸軍を盛にして幕府之權勢を興復せんとの着眼之山、其他  
遠太之深意有之哉ニ相聞得候得共、深長にして短書ニ難尽御直ニ申上  
残候、

柴田等此御方より多人数之学生來英且私共諸所周旋、諸製作機関所等  
を見聞、專整財之着眼せしを伝承して頻ニ不快を懷き居候由御座候得  
共、所置するに道なく、帰朝之上如何申開可致哉之苦心而已ニ而、薩

人面会を乞ひ來候半软と余程恐れ居候由、勿論柴由ハ至極之俗物ニ而  
種々愚説多く、幕府茂ヶ様之人物を歐羅巴ニ遣すは 皇國ノ恩命にし  
て歎息ニ堪ヘ不申候、種々奇説も御座候得共是以難尽御直ニ申上残候、  
一柴田等帰朝いたし候ハ、依時機何等の用ありて歐羅巴へ差出相成候哉  
之趣、幕より尋問仕候儀も難計、御答振等之儀は疾患召も可被為在奉  
存候得共、御見合之端ニもと愚存之趣別紙を以申上越候、始遠行之折  
は可成御名不相知様との 御趣意ハ細々承知仕候得共、余多人数之

遊学故誰れ云トモナク御有名ニ相成、新聞上称ニは至極御名宣、就中

仏國ニ而は 中將公を古有名ノナボレランニ恐多も奉比、日本國を開  
ク人は 中將公之外ナカル可トノ 御名榮ニ而難有事ニ御座候、就而  
は幕より尋問いたし候節左様なる儀は無之杯との御答ニ而は、則横浜  
ニ相洩れ直ニ欧羅巴之新聞紙上ニ出、欧羅巴之風俗をして恐多も 御  
名夫れ切之御事ニ而、尙來欧羅巴へ対御手相伸不申情合顕実見聞仕候  
間、別紙之趣意宜御取直有之、斷然之高論を以御答切相成候様奉存候、  
尚此情合は不遠拝謁御直ニ可申上候、

御國許之儀御金繰御難渋之段は追々伝承仕り、於爰許も整財之策略

段々尽力苦心仕候處、既ニ式三ヶ条ハ成就仕り、此度は格別之御土產

有之候賦御座候間、折角御待被遊可被下候、勿論差急候趣意も有之折  
角相仕廻申候間、來月中旬ニは發足之運び相付可申、左候ハ、來春三  
月中旬ニは拝謁方端御直ニ申上度奉存候、外ニ申上度儀は山海実以

筆紙難尽、先は此段奉得尊意度如此御座候、恐惶謹言敬白、

於龍勤府 関研藏 拝

丑十一月八日認發ス

蠖睡尊大人

侍史

追而奉申上候、蓑田氏へ書通仕度存申候得共、何分寸閑を得不申、

此書面御覽済之上御廻シ被遊被下度奉願上候、洋紙洋筆洋墨を以乱  
文を相記、御推覽之程奉希候、以上、

⑯ 慶應元年十一月八日付 桂久武宛新納久脩書簡

(玉里資料)

英仏蘭兒学ノ必要ヲ報ス

乍不敬文略、我々列、去ル二日夜四時分仏地相立、明六前ロントン之様  
ニ着、然処又々十三日比よりメンテエ斯顿と云所江往キ、一七日計之  
賦ニ而參候筈ニ御座候、夫より能帰リ十四五日之滞在ニも候半、直ニ英  
地出立帰帆之趣有之賦ニ御座候、是迄折角差急き候へ共、存之外ニ隙取  
何共心外之至候、乍然是も決而不都合之向キニ而不進其之訳ニ而は曾而、  
ニ何软と不謀御都合向有之かたニ候、何事も巨細ニ相認メ御同慶を顯  
實ニ何軟と不謀御都合向有之かたニ候、何事も巨細ニ相認メ御同慶を顯  
實ニ無之觀カ

度は山々候へ共、何分懸け隔り、紙上ニ尽かたく、何も帰着ニ相揃置申  
候、備心内近々存慮之趣承り、且實君江呈札之草稿も時々見せ申候、何

事も御心得之一端ニも候半と存、折角進メ置申上候、傍又英國より各国

江密談之趣は、決而慥承知斯ニ御座候間、此儀は無御疑も御座候間、可

被承度此地もケ様之儀は存知之者要路之向而已、夫も多人数は逆而も有  
間敷候、不遠兵庫開港も近寄候、是が期限欵と存申候、○傍西洋參り、

何も差而困入廉も無御座候由候、唯々通弁計ニ御座候、アジヤより英國

迄は英語ニ而十分御座候へ共、ヨーロッパ諸州、何れも仏語ニ無之而是  
何も相分不申候、実ニ英仏とは能云たるものと今更現事ニ感心罷在候、

夫故先度も相認申候通、よき通弁者御座候之所、當時之大急務と存申候、

慶以来諸生遙行杯は能々御評議所欵、小子初メ年輩之向き、多人数之か

た宜之尋罷在候処、ケ様ニ無哉と申候へは、誠ニ案外之事共不少、現事

ニ旁見聞ニ及候へは、民衆も大き心配、必竟多人數ニ而夫々年輩之向き

故と而已、此儀は實ニ意味有る事ニ而、紙上ニは尽かたく御座候、夫よ

りは、要路人は基より公子初メ御見置之為メ、遙航肝要ニ候半、外ニは

何も望ミ無之候、唯英仏之ニヶ国ニ見ニ而宜候、乍然是迄蘭説も相行れ

來申候間、是は見置第一申候、此三ヶ国ニ而何も現実相分り申候、蘭國

此節は一見、實ニ承候如く水底の国ニ而、都而土手を築き廻し、海水ヲ

防き居、引塙成海開き候、満汐之時分、地面より遙軟ニ海水高く、夫故

都而田地之如く水計、先田地はアゼ人路ニ同し、夫故多く堀を通シ川水

ヲ流候、其堀決而流候事無候故、クサレ土ヲ取上ケ、日ニ乾し、是ヲ以

炭ニ用候、ケ様成所も有之中候、實々驚入候、乍然貿易は誠ニ盛、是計

ニ而今日之生業も出来申候半、何欵と相認度事も余り長く罷成申候、先

筆ヲ止メ候二月中ニはと、抨顔旁可申上候、謹言、

我十二月八日

（新久武）  
蠻睡君

抨啓上

⑯ 慶應元年十一月十一日付 野村盛秀宛五代友厚書翰

（五代資料）

九月十四日の尊札、十一月十日晚、竜動府へ相達、愈御壯榮（中略）爰

元書生中にも追日昇級御同慶なり。小生にも当月三日仏國巴理斯より竜

動へ引取り無異なり。勿論發足の仕廻最中なり。両三日中より英國「シ

ュンチユス」と申す處、及び「ブレメンタハム」と云ふ所に、往来十日

計差越、買物する也。而して五、六日竜動へ滞在して、帰朝發足すべし。

又仏國都府へ十日計も滞留、夫より飛脚船へ乗るなり。歐羅巴内を出る

は、極月廿六日の飛脚船定日なるべし。然れば來春三月中旬比には帰著

すべし。御待可被下。（中略）歐羅巴中にも珍事なし。先度も申上候通

り、幕使柴山日向守列十名仏國に來て四ヶ月許滞留せり。使命は諸機械

を買ひ、江戸石川島又は金沢辺に軍艦製造所を立ると云ふ。又仏國政府

と和親を深くせん云々なり。此始末深長なり、遠からず抨謁御話可申上

候。幕府も愚なり、富國を不知して強兵が可出来ものか、段々愚論聞く

に忍びざるなり。（中略）我朝の新聞紙に、各國「ミニストル」撰海の

兵庫に開市場の論あり、定て今時分は応援六ヶ敷成立候半。いやなれば

直に兵端を開き、京坂の地十日之内には焦土に可变、又開港する時は、

天下の壯士不承知なるべし。實に知者も術なし。生が持論の通、大名な

り公方様なり、歐羅巴の形勢を見て後、兵庫開港を談ず可きなり。此度

各國「ミニストル」撰海へ行かば、（中略）別紙を以て彼是を推候處、

何分兵庫開港は難題なり。しかし戰ふても開ひても、終に開国の外なし。

諸大名大なるものは皆疲弊、國家の全力を以て開國すること能はずとは、  
實以て慨歎の至、今更急速の整財も六ヶ敷。（中略）歐羅巴に於て國家  
の基本たるもの二あり、「インヂストレード」、「コンメンシアル」と

云ふ。「インヂストレード」は、種々の機械を開ひて、万物を随意に製作して、蓄財の基とすることなり。又「コンメンシアール」とは貿易なり。此二を以て国力を充たし、強兵に及ぼすことなり。貿易は商民の活動となつて、我朝も異なるなし。当時列藩各信用するとも、「インヂストレード」の道尤も開けず、歐羅巴へ参り種々の製作所を見るに、其弁利なる實に驚くに堪へたり。其内我朝に尤も便なる機械五六種あり。是を開くときは、必ず一ヶ年にして本金を可取返、今三、四千万「ドル」の本代あらば、是を求めて帰りたし、其利用御推察あれ。

(別紙) 極密報

英國万政全權ミニストル「パームストン」と云へるものは、今二ヶ月跡に病死、其跡役はまで外國掛「ミニストル」官「ロスル」と云へるに命ぜられたり。然るに則ち「ロシヤ」・「プロイセン」・和蘭・「フランス」国へ密使を以て、談判に及びたる趣は左の通り。

日本は人民の性質強慢にして約定を不守、道理を以て諭しても難解、故に兵權を以て強慢を治し随意に開港をなし、然して國家開け行く道を可教と云ふ。又英國にては、兼て亞細亞諸州へ差出置候數十艘の軍艦遊び居候に付、此内より差向候はゞ、別段出金のことにも及はず。故に国民中の惣論を乞ふに及はず、「ミニストル」中の権を以て可取計、御同意に候や、云々。

右に付、「ロシヤ」・「プロイセン」の両国返詞に、日本と条約和親をなすと雖も、未だ商民等を差渡、貿易する場に不至。故に兵權を以て随意に開港すとも、國家を益する程の功なし。御内談の趣は御尤ながら、御同意難致候。

和蘭国にては、三百年來和親旧交の日本故、條約不守と雖も、不得止事の内情もあれば、兵艦を以て襲ふに不忍との趣なり。

仏国にては、「ロシヤ」・「プロイセン」同意にて、默止し難き時機にも相成、御出艦相成るに於ては、何時も応戦可致との趣なり。右通各国より返答致したる由にて、其後何様の評議に相成候や、更に相分り不申候。故「パームストン」と云へるは、當時歐羅巴にて人物なりし由。横浜へ相勤め候ミニストル「アルコック」と申もの帰國の節、日本の形勢を述べて、兵權を示さずば日本は開け難きとの趣を以て、「パームストン」に論じ候處信用せず。夫故「アルコック」は支那北京へ遣し候由。

「パームストン」其跡に出候「ロスル」は、活潑なる性質にて、是迄外国掛領事官相勤め候内、横浜等に掛引き致し、日本の内情は追々熟知の上、「アルコック」を信用致居候人物にて、「パームストン」死するや否や、直に其跡に出候。直に各國へ談判を始め候由。勿論箇様の密事は、其職掌の外には、決して不相洩事の由候處、幸にして承得申候に付、一昨日の飛脚便より、御國元要路へは掛合相成候。兄にも一緒に御洩し可申上の処、繁用不得其儀、遺憾の至なり。故に汾君(汾陽次郎右衛門當)へ御洩しの後は、可談人物の外は見すべからず。小生思ふに、當時各國領事館攝海に行き、本国にては右の意ある時は、爾來忽然と兵權を以て襲ふの理なしと雖も、時変物議を來し、襲來無疑のなり。此國患のみ苦心して策なし、恐多くも、我朝の形勢彼等の見る通にして、現実御國許と長藩の確証あり、不得止事偶然として天運にまかせ候外なかるべし。其内御公家様・諸大名歐羅巴に行きて、國家を開成するの兆を見せるより、趨進する策なし。併、人望の奇策こそあらまほしく存申候。爰元書生中にも追々蒙昧相開け愚論無し、何れ富國強兵ならでは國家難保と云ひ、

各富国整財の議論多し。頗る攘夷家・征夷家と云ふ巨魁なる吉田（清成）如きも、御國許發足の折は、速に海軍講學して、軍艦大砲を求めて征夷するの議論なりしが、英著の上は、暫くの内に議論一変して富國論となり、富國は諸器械の道不相開しては不相成と、機械学をするとの相談開きたり。可然と答置きたり。其他奇説多し、御直に可申上候。兼て愚論を咲候通り、歐羅巴の形勢は未だ書生を出す急務と思はず、先づ夫々要路の人々航海して地球上の広を知り、夫に応ずる国政を言上して、下を開くの次第順序を不踏ば益なし。生等も此度は帰國の上は、充分の建言も致度。今日（中略）寸暇を得て思出し乱文を認む。宜しく御推覽を希。勿論俱に談すべからざる人物には見すべからず。緊要の件は書ても難尽、反て疑惑を生ずければ、遅くも来春三月頃には出崎、債詰相尽し申度樂居申候。此書状相達候時分は、早や印度の炎中ならん。下略

於竜勤府丑十一月十一日相認

野村兄

（五代友厚）  
研蔵

二白。歐羅巴内發足は、極月廿六日なるべし。然らば四十七、八日にして香港へ可著、香港に五、六日は滯留致し廣東を見るべし。廣東は香港より毎日火輪船往来して半日もかかるなり。香港より福州・上海へは、両日にて差越候儀も可有之か。生等も整財の策相付候内、一ヶ条に付至極差急ぎ候に付、精々差急ぐ答御座候。

⑯ 慶應元年十二月三日付 横山安武宛森有礼書簡

（森全集）

英二て我十二月六日認ル  
小銃發送ノ件等

⑯ 慶應元年十二月六日付大久保利通・蓑田伝兵衛宛新納久脩書簡  
(玉里資料)

乍每文略仕候、京都之都合委敷御認、出帆以来初而承り弥々驚入候仕

謹て惟るに即今日本の情形恐多くも天歩殆んど艱難にして皇地已に外夷の咽を過んと欲す、就ては臣子の情御互に愁嘆の至如何して寸志を報せん、恐多くも伏して萬慮仕候にいつれ此上は社稷を重んし君を軽くするの機豫め着眼仕處に候はんか、伏して願くは阿兄熟慮之小弟恐多くも弟道を失し猥りに暴言を爲すの大罪球上に置き難しと自分省吾仕候得とも、仍て斯る小事を省みて國家已に夷咽を過るの大事と較するを得ん、仍て勘考仕候に諸共に生死を論せず一度滄浪の獨波を鎮靜して國家の綱維を伸張し皇威四洋萬國に及すの大義、人臣時に當て力を盡すの當然此事に候半か、（中略）いつれ其力を求めんは萬事施し難く其力如何して之を得ん、實に世界を周遊し其國體は勿論人情風俗を觀察仕候儀第一と奉存候、外に二三藝の學を學び傳習し及び嚴父母の志をも傳受し、次には兩亡兄の御遺趣を貫き終に青史の上にも名を汚さん事を偏に注意仕候、

（中略）父上様は無御易御春屋に御務有之候哉、就て得と思案仕候處御齡も已に耳順を被爲過、且近年多くの御氣遣も不被爲厭候ては御身體に於て甚以て如何敷奉存候得共、私共にも愚存仕候に父上様御儀を以て只今御勤務中よりは田舎勤にても御轉勤有之、一郷の教授にても被爲勤多少の書生でも御引立有之候は却て御國家の御奉公充分たるへしと獨按仕候（下略）

合、此末如何可相成哉、弥富國強兵之外術無之、御互ニ相勤、是而已明暮存罷在申候、乍然、今辺其程分能き御土產上中候之哉と存申候間、折角帰帆相越被成処、細書以御無礼山々ニ存候へ共、立前ニ而万事取込罷在申候故、何も帰帆相残置申候、御注文之小銃は、誠ニ延引相成、恐入罷在候へ共、何分異人相手、存之保ニ達下兼候事も多く、乍然、米ル廿七日ニ弥々積出し候都合ニ相成候、○御国許ニも近々御取開之御模様相伺、殊ニ万里を隔大慶無此上候段、此事ニ御座候、○將亦御頼之小銃一丁も右之株と一緒積出之賦御座候、誠ニ省略之、貴君平ニ御宥免願上候、已上、

我十二月六日

（新納久助）  
石垣銳之助

蓑田伝兵衛様  
大久保一藏様

追而、我ニも来ル廿七日、仏ノマルセールスより出帆之筈ニ而、今一七日計之内より英地出立、ハリス江滯在、夫よりマルセールスニ出候賦、夫故三月中旬頃ニも着可相成哉候、福州辺ニも立寄之賦候間、少々遅なり可申哉、

慶応元年十二月七日付 蓑田伝兵衛宛五代友厚書簡

（玉里資料）

幕府ノ陸海軍備其他

八月初旬之御尊翰、何方へ相滞候哉、当月二日龍動府へ相達難有披見仕候處、御面殿様益 御機嫌能、府下平静、尊公様ニも御壯榮御連勤之由奉恐賀候、隨而爰許一統相揃無異、（出生カ）初生中ニは追日昇学、私共ニは是迄着眼いたし候件々も大概成就仕候付、当月廿七日出帆之英飛脚船より

帰朝之決定仕り、当分仕廻繁務罷在申候、尤当月廿七日出船いたし候て、四拾余日にして香港へ相達、五六日茂滯在、依時宜上海・福州へ行候次、直ニ帰郷可致歟、香港着之上、船之都合次第相究候筈御座候、左候へは、來三月十日前後ニは、拝顔を奉得候含、折角相樂居申候、△歐羅巴も相異候儀無御座、柴田日向守当月二日仏船より帰朝いたし候由、軍艦製造之諸機関購入いたし、惣代銀百八拾万ドルを五ヶ年ニ割渡候談判相整候山ニ而則年々三拾六万トルツ、相拠候へは、五ヶ年ニ至り、軍艦製造たし候様成就いたし候由、仏國より諸機関は職人等まで凡三拾人計相雇、追々來朝之筈也、其外陸軍士官數名相雇候筈と云々、幕府も此度は憤發して、海陸軍を盛ニして遠大之逆意を相懐候事ニ相聞得候間、列藩も此逆意を注目せすはあらす、勿論此始末ハ深長にして筆紙ニ難尽、最早此書狀之相達候時分は、拝謁を得候迄になるへし、△我朝は各國領事官とも突然と攝海へ相迫り兵庫開港之事件を申立候処、始は 京師之御義論難被相開勢之処、段々紛論之上、終ニ開港決定ニ而、既ニ当年より開港相成候哉之趣、支那国のティカラフ新聞紙ニ追々相見得、始末如何と掛而苦念罷在申候、△御国許も專整財之御手段相開候而崎陽其外盛大ニ御手相伴候御模様伝承いたし、爰許一統大愉快也、私共ニも遠航以來、専苦心仕候儀は、只整財之策略他なし、此度は隨分御土產有之中候間、何卒御待可被下候、勿論遠行以来、乍不及蒙眼之相及候丈、段々見居も相付申候間、帰朝之上は充分無腹臓愚論建言仕候心底御座候間、依時機は私之醜首獄門ニ掛候儀も可有之決心ニ御座候、其他難尽、不遠拝謁之期ニ申上残候、先是御受旁草々如斯御座候、恐々敬口、

於龍動府

（五代友厚）  
研藏

丑十二月七日

追而、此度は桂公久武へ別段書状差上不申候間、宜御披露奉願候、乍末毫衆掛も相異之義無之山御越被下奉厚謝上候、

(2) 慶應元年十二月七日付 中原猶介宛寺島宗則書簡

(寺島資料)

折角御自玉所偏持候、

其後御疎闊打過、御海容愈御安康奉拝賀候、生無恙消陰仕居候、乍憚御省念可被下候、脩十日前御地八月中旬ノ書牘相達、御地全國之形勢巨細相分、征長モ不行由、併結尾之模様如何ニ御座候哉、其後之新紙二、三國之艦攝海江相赴キ、洋一月一日ヨリ武庫大坂開港之相成タルヨシモ、速二相聞江中候、其時京攝邊之騒動ハ、如何ニ大ナル事ヤラント想像仕事ニ御座候、十年前癸丑ノ歳、ペルリ之來ラサル以前、毎度右米襲之風說有之候處、海外ノ情ニ暗キ人々ハ、中々ニ其実ニ來ルヲ不信、其后蘭船ヨリ墨黒カノ書翰ヲ送候得共、マダ夫デサヘ不信、安閑トシテ内、浦賀沖ヘ墨船見ヘタリトテ、大ニ慌テ騒ギタリ、其後モ外説ヲ信セザル故、毎度失策勝チナリシニ、此度モ攝海江來ルコト、恐クハ故人ノ不信處ニテ、不意ニ出タルナラン、サテ信シタリトモ、無用ノ用意ハ却テ國用ヲ費スノミ、況ニヤ鼻先ニ來テヨリノ備ハ、本ヨリ無益ノ事ナルコト知ルベシ、脩此度ハ無益ノ拒論ヲ捨テ、速ニ御許容アル事実ニ可賀、唯惜ムラクハ來ラサル前ニ我ヨリ先ンシテ許容セバ、主客ノ違ヒ彼ノ卑蔑ヲ免ルヘシ、往事ハサテ措キ、此後ハ外国ニテ何等ノ睥睨、何等ノ風説、何等ノ新事等起候哉、茲ニ國家盛衰ニ日ノ屬ケ處アルヘシ、俗間ニ云、近來ノ

児輩ハ、吾兒ノ時ヨリモ怜憫ナリトイハヌモノハ希ナリ、是ヲモラモス、井底中ニ在テ見ル処ノ天ハ我天ナリ、此天ノ一分晴ル中ハ、一天晴トヲモフ事、即日ノ付サルナリ、曾テ誰ヤランノ説ニ、印度ノ覆轍ニ陥ラン様ニアリタントイヒタルハ、近頃ノ事ナリ、生今日閑ヲ得テ、幸ニ貴兄ニ印度ノ逸史ヲ略説セン事ヲ願フ、抑英人印度ニ商會ヲ初メタルハ二百六十年前ナリ、其頃ハ英ノ商賣彼地ニ住ミ、貿易ヲナス中、印度ハ我邦ノ如ク諸侯多ク、互ニ怨望起リ、其先キ佛ノ商會モ亦至リ、或諸侯ハ英ニ助ヲ乞ヒ、或ハ佛ニ依リ、遂ニ英・佛ノ争ヒ起リ、是ヨリシテ其土英佛ノ手ニ落タリ、其間凡ソ百年、英ト始終戦止ム事ナク、始ハビドル帝ト云ガ強力カリシガ、此モ敗レテ地ヲ奪ハレ、次デラヂヤ、又チツボセーブ、又バツセイン、又アメタバブ等皆敗レテハ、條約ヲナシテ地ヲ裂キ与ヘタリ、千八百五十九年迄ハ、印度ノ兵ハ皆商會ヨリ雜費ヲ出シタレトモ、其政府ヨリ雜費ヲ出シ、終ニ印度英ノ政府ニ属ス、其弊一ハ學術ヲ知ラザルナリ、一ハ諸侯互ニ和セサルナリ、三ハ英・佛・瑞典・和蘭ニ互ニ助ヲ乞フテ、分裂シタルナリ、四ハ戰ハサル前ニ和セズ、敗後ニ必ス和シ、其愚ヲ輕蔑セラレ、常ニ其愚ヲ卑ミ、下ヲ惡ミ、再三沸起シテ終ニ圧倒シ、屈伏セルナリ、其五・其六等ハ贅説ニ違アラス、然ニ前ニ印度ノ覆轍ニ倣ハヌ様ニトハ、恐クハ浮薄ノ考ヨリ起リ、印度ニ商會ノ創リタル時分、何故ニ早ク攘去セサリシヤヨイフ事ナラント察セラル、是海外ノ事歴ヲ精知セヌ誤ナリ、我或ル論者曰ク、瓦トナツテ全ラヌヨリ玉トナツテ碎ケヨトナリ、二百六十年以來ノ印度人ノ論、皆是説ナリキ、碎ケタルハヨシ、余類今コソ瓦トナリテ存シタルニ帰ス、方今印度ノ風可憐、裸体ニ一片布ヲ纏ヒ、炎日無帽脱履、然レトモ其人天性有才早ク悟リテ、学智ヲ育フタランニ、今ノ屈下ニ至ラサルヘシ、

生近頃新聞ノ中廣東ノ部アリ、之ヲ見ルニ、一日一英人市中ヲ歩シ、一酒店ニ入ル、先ニ清人三人アリ、父母及其兒也、其父兒ニ對シテ云フ、  
フアンクワイ 蕃鬼來ルト、英人ハ清音ヲ解スルモノナリ、英人乃怒リ、清人ニ向テ云  
フ、蕃鬼トハ吾ヲ唱フルニ非ズヤト、清人辭云、君ヲ称スルニ非ス、今  
兒泣ク故ニ之ヲ驚シテ、泣ヲ止シト云ヒタルナリト、乃英人兒面ヲ見ル  
ニ泣色ナシ、英人ヒソカニ怒リテ思ヘラク、土人英人我ヲ称シテ外夷蕃  
鬼ト為ス事久シ、兒ヲシテ此語ヲ聞キ習ハセハ、成長ノ后モ是ソ思フノ  
侮蔑絶フヘカラストテ、之ヲコシシユルニ訴ヘ、清吏ト前ノ酒店ニ来ル  
客名ヲ探シ、之ヲ官衙ニ召シテ嚴シク罰セリトナリ、清英ノ條約中ニ、  
以平夷字ヲ唱フベカラストイフ約束ハアレトモ、是ノ如キ些少ノ事サヘ  
モ英人ニ怒ラル ハ、必竟林則徐カ大失策ノ為ニ、廣東將ニ燒レントス  
ル時、六百万ドルノ贖金ヲ出セシハ、今ヨリ二十四年前ノ事ニシテ、其  
翌年香港ヲ与ヘ、五港ヲ開ク事ヲ、南京條約ニテ定メタルニ、直ニ士人  
外国人ノ館ヲ燒キ、再ヒ戰起リ、九年前ニ終ニ廣東ヲ燒カレ、鎮台吏廿  
余ヲ擒ニシ、翌年天津ニテ和睦ノ條約ヲ為シ、更ニ北河ニテ偽テ船ヲ擊  
チ、其翌年北京大敗績、又八百万トルヲ出シ、此等ノ愚勝ハ數フベカラ  
ス、豈タマタマ一人夷字ヲ唱フルトモ、アゲテ數フヘカラサル拙陋アラ  
サレハ、前ノ様ニ怒リヲ受クル故アランヤ、千八百六十年北京落城ノ後、  
此ヨリ北河ノ末ニ多沽城アリ、英兵五年ノ間城砦ニ入り、皆英ノ預リト  
ナリシニ、二千ノ兵卒去歲即六十五年ノ冬、悉ク引キ退キ、砦ハ清政府  
ニ返シタリ、多クノ卒等五ヶ年モ居リタル事ナレハ、土人モ親ミ深クナ  
リテ、離別ノ時ハ互ニ袖ヲ濡サヌハ少ナカリキトゾ、新紙述者ノ按ニ、  
五年前ニハ此多沽城ニ支那ノ兵、屯營シテ英艦ト戰ヒ、其時サヘ敗レン  
トハ思ヒノ外、五ヶ年モ人ニ乗り取ラレタルニ、今別レヲ悲シムトハ何

事ソ、本国ヲ慷慨スルノ徒之ヲ聞カバ、更ニ一層ノ悲嘆ヲ益スヘシト云、  
又他紙ニ云、北京中ニ二榜アリ、外人ヲ好ムト惡ムトナリ、其不好榜ハ  
兵器ヲ多ク作り集ム、近日既ニアールコツク到着セリ、必ス其事ヲ詳悉  
スヘシトテ之ヲ見ルニ、多年ノ頑愚未タ改悔セス、支那・印度ノミナラ  
ス安南モ同様ナリ、並細亞ハ歐羅巴ヨリ余程早ク開闢セル國ナルニ、今  
ハ之ニ反スル事實可惜、

儲緒論ハサテオキ、御地攝水中ニイヨー湊泊スル事別条ナキ新紙ノ趣  
ナリ、此モ不得止捍テ開カレタル事ニ無相違、然ラハ矢張グツー、イヤ  
ナカラ貿易スルノ有様ナルベシ、浮説ニモセヨ俄羅ハ貿易ヲ意トセス、  
全国ヲ呑ンカ為ニ、既ニ三四十万ノ兵ヲ備ヘヲケリト云、故ヲ以テ右ハ  
ミニストルヲ遣ハサス、是平時不用ナルノミナラス、将来突然發動ノ節  
ノ妨トナルヲ以テナリ、先年對州暴奪ノ時ハ英ノ助アルニ由ル、弱ハ強  
ノ肉トハイヘトモ欧中ニモギリーキ・ホルト・デネマル・オランノ諸國  
ハ弱ニシテ、他ノ敵タルベカラストトイヘトモ、互ニ相助ケテ恙ナク独立  
セリ、トルコノ魯ニ囁セラレタルハ、此故ナリ、由是觀之イヨー将来  
ノ形勢ヲ洞視シ、我国ヲ永ク万国ト併立セシメンニハ、國家最上ノ主君  
大炬眼ヲ開キ、古頑ヲ捨て、一新生兒ノ如クナルヘシ、是則海外三四ノ  
大國ニ遣使ヲ置ク也、此說ハ生カ一生ノ燕石策、其詳ハ寸紙ニ難尽トイ  
ヘトモ、御賢量アルヘシ、タトヘ京ノ縉紳ハ盲ナリトモ、諸侯ハ割拠己  
ヲ防クトモ、ツマリ世間同様、教化ニキワタ、ネバカナワス訛アリ、分  
裂シテハ力足ラヌ事、我国ヲ一塊物ノ如クカタマリ和シテ一主ノ指揮ニ  
従フモノト見テサヘ、未タ他ト和好ナケレハ独立難シ、印度ノ弱ハ分裂  
ヨリ來ル、洋諺ニ一薪ハ折易ク、束薪ハ折難ト云ヘリ、洋書ニ曰、一国  
人頑陋無知ニシテ解キ難キ時ハ、威ヲ以テ押スベカラス、急ヲ望ムヘカ

ラス、一壯年廿二四歳精神敏活・道理貫通セル者ヲ選ミ、隣国ニ遊説セシム、但隣ニテモ同壯年ニシテオアル者ニ其説ヲ移シ、再其隣人ヨリ次ノ隣国ニ伝フルコト前ノ如クスヘシ、其者國中ニ在テ同ク壯年ノ者ニ説キ伝フヘシ、此術ヲ洋語ニテパラガンタ云(Propaganda)、五年前イタリヤニ有名ノ将ガリバルチナル者、此パラガンタノ術ヲ以テ国人ヲ説キ、王ノ兵ヲ借ラスシテ義勇ノ兵ヲ起シ、ローマ・リアヲ擊チ、終ニサルヂニー小国王ヲシテイタリア全國王トナシ、功成テ郷里ニ帰リ余生ヲ養ヘリ、今年六十許、先日ロントンニ参リタルヨシ、歐ニテハ三歳ノ児モ此名ヲ知ランモノハナシ、諸我国ニテ此術ヲ行フタルモノハ、浪人ナリ、邪説ヲ以テサヘ鳥合セリ、況乎堂々ノ説國家恢復ノ助トナル事ヲヤ、乍恐先年老公度々御尽力ト聞ヘ奉リ、力ニ任カセテ急成セントノ御本意ナリシニ、経費ニ応スル程ノ功力アラバ、其後紳家開眼アル筈ナレドモ、否サルヲミレハ、所謂パラガンタノ所戒ニ帰シ可申候、蔭ナガラ愚推シ奉ルニ、當時急成セサル勞ヲ惡ミ、晚成ノ効ノ勝レタルヲ思ヒ玉ワヌニヤ、今ハ其説變リ一國サヘ盛ニセハ、是ヨリ他ニ伝ヘン、他ハ其眞アリ知ル所ニ非スト聞ヘタレドモ、是事全ク生カ愚意ニ解シ難シ、日本一國合シテサヘ大ナラス、況乎是ヲ百分セル一ヲ有シ、独立シテ歐風ノ開化ニ擬セン事、實ニ難キノミナラス不能ナリ、始ハ血氣ノ勇ニ乘シ、一時ニ濡手握栗ノ策成ニ似タレトモ、固ヨリ不能、且永続ノ望無覚束、抑西洋ノ盛ナル以所ハ、人ノ知ル通コムパニーナリ、或十人、或五十、或百人相合シテ、元額ヲ出シ大業ヲ起シ、永年ノ間其利ヲ平分ス、汽船・汽車・伝信・氣灯・製鉄・造炮其他無数ノ工商ノ公会アリ、此公会ヲ結ハサル間ハ、決シテ我国ヲ東方ニ堀起セシムル事不能、即パラガンダノ説ヲ以テ諸侯及紳家ニ伝ヘテ、同時ニ最上ノ君主ヲ理解シ奉リ、其命攝中ノ大商ニ令シ、

大商諸侯相合シテ所謂コムパニートナリ、全國中一致セハ此時コソ大雪恥ノ時ヲ得タリト謂フベシ、然レトモ此間長フシテ急成スペカラス、全國一致スルサヘ、外國ノ睥睨ヲ防キ難キノ恐レアリ、故ニ早ク三四国ノ大国ニ遣使ヲ置ク事肝要也、賢兄若シ要路ノ人ニ逢フ事アル毎ニ此説ヲ解キ玉フベキヲ希フ、然レトモ或ル人ハトテモ力ニ及ハス故ニ、一国ノミヲ助ケテ之ヲ他国ニ表シテ、全國ヲ拯フベシト答フル時ハ、生カ愚案ニ合セザル也、思フニ此ノ如ク答フル人ハ、京師ニテ急功ノ成ラザルヲ悟リ、稍憤懣ノ意ヲ抱キ、退イテ守拙スルノ心ナリ、實ニ尤ナレトモ、先入ヲ急ニ退ケ去ルハ誰シモ難有キモノナリ、賢兄生ト御同意ハ無相違事ト被存候ニ付、頗ニ其説ヲ主張シ玉ハ、幸甚不少、若心ヲ不用シテ、自然我ヲ見習ヘトイフヨリハ、ニツナガラ施サハ、全タシトイフベシ、万一心及ハスシテ分裂割拠セハ、即印度ナリ、君主悟ラサレハ同知帝王幼無論ノ如シ、実備整不意ノ間ニ拯フヘカラサルニ至ランコト必セリ、生今海外ニ在リ、胸中ノ説ニ仮令ヘハ、近ク其処ニ在テハ全形ヲ見ザレドモ、遠ク離テ見ル時ハ全形ヲ一見スルカ如ク、全國ヲ一国ニ望ミテ建議セントス、古人云當局者迷傍観者知ノ謂ニ近シ、然レトモ當局セハ、必ス迷フナランコト無疑、併シ傍観ノ者ノ知ルカ如ク、局ニ当テ迷ザレハ、必ス勝利アルコト亦疑ナシ、方今生カ傍観ノ説ヲ以テ、當局者ニ静養黙思シテ、遠策ヲ失フベカラザル由ヲ弁シ可被下候、是而已海外ヨリノ一姥心ヲ獻スル所ナリ、早晚其説実功アツテ、  
天子海外ノ遣使ヲ見、  
勅書ヲ外國ノ主ニ贈リ、我遣使ヲ海外ニ出シ置キ、將軍・諸侯・国人相合シ合興業セバ、則大日本ハ亞細亞大英國トナルベシ、此時コソ此塵芥之軀トイヘトモ、歐羅巴ニ舟渡リ來ランニハ、大日本ノ幸民ト誇ルヘケ

レドモ、今ハ不知國ノ鼠ノ如ク思ハル、コソ口惜ケレ

中原介猶  
賢兄

或曰、此事ハ論高ク望過キ、情失シ實無シ故、決シテ行ハレン空言ナリ

閣下

ト、答曰常人ノ信用シ難キ所、将来多少ノ年ノ後此ニ利セサレハ、必彼

ニ失、其時常人ハ始テ驚クヘシ、行ハレ難ト思フ所ニハ、益々力ヲ尽サ

スンハ、恐クハ彼ニ失セン、

○江戸ヨリ先日柴田日向守以下十一人佛・英ニ米リ、武器製造局器ヲ買

フテ金澤邊江武局ヲ建テ、砲ヲ益シ諸侯ノ不屈ヲ圧ヘトナ、(シ脱カ)帰スル処ハ

支那ノムカシ、始皇カ為セルニ類セントス、何トナレハ国人ヲ海外ニ出

シテ、智ヲ益サン事ヲ惡ム、古來耶蘇ノ恐アル時ハ尤ナリ、今ハ民ヲ愚

ニセントスルニ似タリ、儒書ヲ燒キ兵器ヲ櫟スルノ望アルニ相違ナシ、

可笑ノ至也、去十二月四日佛國ヲ相發候間、此書相發候以前ニ帰江致シ

候半、是モ必竟佛ノミニストルヨリ欺カレテ、前策ヲ設ケタル也、洋人

或利ヲ以テ欺候間、能々御用心、

○御國ノ人一人来航ノ由、何等ノ人カ恩案不付、右ハ上海ヨリ報シ来ル、長人一人亦来ル由、此地長人四アリ、其内一人先日帰ル、又其一人ハ大病恐クハ不免、

○此地風雨甚強、英國ノ海辺破船スルコト三百余艘、其中汽船一艘憐ニ没水セルモノアリ、二三日間風強、汽機室ノ上ノ蓋ヲ浪ニ打破ラレ、水頻ニ溢达ミ、汲出スニ暇アラス、十九日ハ小艇ニテ免シ、其餘二百廿二人波間ニ一哭声ヲ叫ブト等シク、船ト共ニ海岸ニ沈降セリ、此新紙ヲ見テ交感不少、此船ハ名ヲロンドント称シ、固ヨリ新製堅牢ノ船ナリシニ、此ク大風浪ニ逢ヘハ、助ケカタキモノト見ヘタリ、尚近日拌話ノ節ナラテハ、不可曲尽、例ノ乱筆御推読余期拌面而已、拌具、

丑十一月七日

出水泉藏

(別紙)

副啟、生渡海中ヨリ英着今ニ到ル迄、差タル用向モ無之、実ハ慰ノ遊歴モ同様ノ事、且何モ格別勤功ニナル事モナシ、乍然新聞紙或ハ歴史等ヲ讀、世ノ事情ヲ探得タル事亦不少、イツレ帰國ノ後、此書ヲ以テ日本人ニ海外ヲ知ラシムルヲ生カ國家ニ尽スノ本任ト存候、尚帰國ノ時ハ、其向ヘ慮シ候様、御周旋今ヨリ奉希置候、石垣君・關・高木ハ先ツ來正月初二發候賦リ、尤生ハ其帰列ニモ加ヘラレス、留英ハ本ヨリ無用ノ事ニ付、三四月后ニ一英人ト共ニ開帆ノ賦ニ御座候、國家興隆ノ尽力ニ就而モ、各目的相違イタシ、議論合ヒ不申、是程ノ結末ハ後ニ知レ可申候得ハ、当座貪功カマシキ目前ノ急策ハ、俗人ノ皆好ム處、生ハ反是申候、都而近日拌面可申述候、賢兄近日ハ何地ヘ御在勤ヤラ、折角自遠地御勤務ノ儀奉祈候、別紙相啓様御計奉願上候、再拌具、

十二月八日

泉 拝

中原君

②2 慶應二年三月十六日付 横山安武宛森有礼書簡

(森全集)

(前略)近頃は日本より新聞紙相見ヘス、(中略)頓と相分り不申夙夜、唯平安の開港のみ祈り申候、孤客の寸情御照察可被下候(下略)

(森全集)

(前略) 乍恐追々觀察傳聞仕候次第御心得の一助に相成可申左の通奉申上候

彼の魯國の今要する所一の香港を得るに有之、若今日本彼と親交を結ひ候は、不日にして彼必申すへし、英佛其外米國等今頗り日本を呑まんと欲す、故に我は日本に力を合せて之を防ぐへしと之を餌にして彼申すへし、願くは假に一港の要地に埠を備へん、又要港には艦を備へん、如此なれば彼其所に衛を置へし、然れは我邦已に彼の腹中にあるは多言を費やさず、彼は港を要む未だ持たざるの故なれども全く無きにはあらず、

ペートルビルあり世に善港といふ、唯仲夏船の通路ありて餘の季には満海水を結んで海路絶て無し、故にありてなきに同し、外にも又黒海の善港あり、併し先年セバステポール大戦の後歐羅巴諸國會盟して其處に埠艦を備ふ可らすとの法を設けたり、故に是亦ありて無きに均し、即今又偶々印度を襲はんと欲して能はす、英の守嚴なれはなり、トルコを奪ひコンスタンチノープル（トルコの都）を取らんと欲しても西洋各國之を抑ふ、今又支那の地方を掠領すること切なりと雖是亦海邊を遙かに隔てさまて利益なし、終に漸く我に迫り已に蝦夷の地過半を奪ふ、然れども偏地にして利益多からず故に轉して對島を握らんと欲して英佛之を防ぎて遂に握る能はす、斯の如くにして彼未だ一の港を得ず、故に今竊ニ猫智を抱き鷲爪を藏して外谷頻に神妙を飾り内には狼心を養ひ只寸間を狙ふ、故に先年我國人一變魯國人を殺せし時もさまで問ひもせず却て我國人を惠遇する事實に著し、又彼我國人に魯行を勧むること甚切なり、已に去年幕府に迫り幕生七人をして遂に行かしむ、過情斯の如し、彼の狼

心あること更に云ふに足らん世人多く魯國を指て強國とす、強は乃ち強なり併し眞の強に非す、英佛米と更に較し難し、彼れ元來大地を有ち殆んど世界の三分の其一を保つ、而して其寒最強く不慣の外國人彼の地に入て鼻口を損すること甚敷度なり、彼自ら強大を誇り外國を輕んずること餘りあるも實に寒國にして不強國たる往事を以て明らかなり、ナポレオン帝の魯を攻るや魯丘四十萬餘佛兵纔に六萬餘屢々戰ふて勝を得る能はず、追々奔鼠の頃遂に最大なる都モスコイに攻入られ、なくなくも其最大の都府を悉く焼捨て皆山林に逃避す、此時不幸にして佛兵糧道に乏しく、加ふるに寒氣嚴酷を以てし佛兵忽ち四萬餘人悉く凍餓に死す、故に佛兵の生残り漸く馳歸るを得たり

セバステポールの戦や初め彼れ土耳其を奪ひ地中海へ押出し西洋諸國を苦めんと欲す、故に英佛師を起して土耳其を救助せん爲或は其苦を逃れしめんか爲大にセバステポールに於て戦ふ、魯國遂に敗走し詮方なくも和親を英佛に乞ふ、而して佛帝主として之に應す、其時英佛及外西洋各國會して法を定めて魯國再び黒海に艦埠を置くへからすと、魯國不強のこと云はすして明らかなり

我國人多く魯國を指して義國といふ、是何ぞ汚なるの甚しき、乃ち土耳其奪掠の企て先年ボーランド國を振りし事跡、又スウェズゼラント國の過半を奪略せし事跡、近くは對馬の件不義不法の働き數へ難し、其上魯の國政皆國論にあらす一切帝より出づ、故に不公平の政多し、帝明なれば治國、暗なれば國亂、皆其國人帝を以て神とす、何ぞ愚且不義の甚しきや

右は魯國の情實の大略追々觀察仕候儀なり、猶亦細事得る所あらば後書に可申上候

米國は今開國を去ること漸く二百年國家の政大小となく悉く萬民と

謀り公平正大の政事をなす、只今世界に於て突然たる事世人皆知る所なし、尤西洋人皆云ふに後世起る所米なりと、殊に英人は米人を諱候

得共是亦同説なり、御照察可被下候、私竊かに勘考仕候に俱に親交を結ひ有無を通する所此國なりと着眼仕候、此國當時外國に念を掛け候儀曾て之なし、故に彼の國四年間の永戦此頃漸く治まり國中未だ一統せず、其上後背には總て英の領分有之脇にはメキシコありて腹心の病未だ全く癒えず、先つ是等を一統して然る後四方に手を振ふへし、未た外念なき事御照察可被下候、（中略）足下御渡航の御都合は如何様とも乍恐私相勧らき可申候、尤當地へ最初御出になりて彼の地へ御渡り被爲成候ても御都合なるべく、且は便利なるへし、御心得の爲申上候、實は私も今一年も歴は渡米の積に御座候

② 慶応二年六月三日付 橫山安武宛森有礼書簡

（森全集）

（前略）近日支那より飛信の新聞紙に日本人横濱に於て西洋流砲術調練盛に始り、格別整齊にて西洋人皆目を驚かして反て諱む位の由、遙かに嬉しき事に奉存候、支那人は是まで英佛人より頻に被辱候得共今不振立、已に西洋人は支那人といへは奴僕同様に考へ申候、支那は我日本と較するに足らざるは勿論の儀に候得共、實は未だ開成の道明らかならず或は賤しまれ候儀も有之候得共、右様追々世界に嘉評に相成實に賴母しき事に候、亞細亞洲は何國も當時傾運なるに獨り我國は一の小島にありて巍乎たる寶國お互に難有事に被存候（下略）

② 慶応二年六月二十六日付 新納久脩宛富山義成書簡

（玉里資料）

埃太利、伊太利戰爭新聞記事報告

（於テ グースチラ 並ニ ウエローナ）

昨廿五日之新聞リ at Peschiera and Verona両所、共ニヂエルマニ一二おひて尤要害之場所にて当分ハオーステリヤ之領分ニテ Garibaldi イタリ國

之ゼネラル其場所ヲ乗取らむと、此間より始終四方ニ奔走、爰ニ視れ被

所ニ忍ふ折柄イタリ Italy 之若兵共余り急速ニ迫り、遂ニ放発ニ及候処、オーニ

ステリヤ兵も去ル強大之兵なれハ、無難イタリ一兵を彼所より追出し、

其々イタリーノ Prince 王子 浅疵ナリ を蒙り、兵卒七八人戦死之由、馬五六疋砲

丸ニ当り オーステリも相應戦御座候由ナリ、是れ昔日之新聞也、然る

處今朝之新聞ニ イタリ一人二千ホーステリヤ之為めニ虜と相成候由、

當分ニ而はホーステリヤ甚武威を振ひし、Garibaldi ハいまた壹度も合戦

を不始之由、且 Prussia も幕々敷軍不致候力、後日之軍樂ミありとイタ

リ一轟負之ものハ頻りニ次之新聞を待居候、尤当國よりも彼ニ一味之為

め差越候ものも有之候、全体此軍之根本は、此以前イタリ一所持之の

Venezia 国を得ん事をオーステリヤニ度々応接ニ及候得共、終ニ免する之

色なく、爰ニ到り、併いまた勝敗ハ不相分候、當分オーステリヤノ兵八十万プロススイヤノ兵六十万イタリーノ兵五万、大凡ソ如此、細事申上度候へとも、最早帰國之面々も仮地まで先日出掛け相成、只今新聞到来ニまかせ、格段なる部分のミ差上申候まゝ、翻訳之上は、御覽ニモ可被

下候用御備候、書余は期後音候、恐惶敬白、

英 六六・六月廿六日

ユニアスチー学校より

新納刑部様

杉浦弘蔵

㉙ 慶応二年七月十五日付 小松帶刀宛町田久成書簡

(玉里資料)

モンブランの活躍

追副

最早新刑<sup>(新附久裕)</sup>其外<sup>(五代友厚)</sup>五才等帰郷二付、詳ニ事情御聞取有之候事と奉存候、今仮國ニ而白山之尽<sup>(モシブラン)</sup>力驚入候事ニ御座候、寅ニ朝夕ニ相懸奔走いたし居、些の寸閑も無之様子ニ御座候、何分速再度之遠航、毎日一ノ相待居候事ニ御座候、若貴君御渡海之事共ニ相成候ハ、不日ニ御面会可仕软奉欣然候、謹言、

七月十五日

上野良太郎

小松帶刀様

㉚ 慶応二年七月二十五日付 小松帶刀宛町田久成書簡

(玉里資料)

鹿児島ニ西洋流学校建設ノ議

昨年来不得御安否窺候得共、猶御壯健被成御座候事と奉存候、隨而小生共事一同無異寵在候間、御放意奉願候、御聞及之通、當地諸芸相開候国ニ而、日々新ニ月々盛ニ利用之器械共發明し出し、ニードル銃ト相唱後込之小銃ヲ以、此度独逸之戰ニ大ニ勝ヲ得タル由相聞ヘ申候、普魯志亞國ニ而莫太ニ相備り居、應斯太利亞ハ未備ハラサル故ニ、大ニ敗軍ニ及候由ニ御座候、今英國ニ而も專ラ是ヲ改革スル之趣意ト相見得申候、夫故是迄相用來候ラキフル銃ハ既ニ廢物ニ相趣キ申候、此新發明之小銃ヲ

放ツトキハ、一ミニュート之間ニ、二十發ヲナスト申事ニ候、願ハ御地武庫ニも右様之物御設有之候様ニと念願仕居、右ニ付入手之道探索いたし居候故、迫而細々申上度存居申候、○江戸府より頼越ニ相成候由ニ而、仏政府より軍官等數十人差送り、於横浜陸軍之爭練之哉ニ相聞ヘ申候、尤武庫取立ニ付、武人共同様差送申候由ニ御座候故、少々は振立候義にも可罷成軟、併幕之威光相薄ラキ候而、何之詫も無之、歎息之事ニ御座候、右之事件共ハ専<sup>(横浜在住)</sup>仕ミニストル催促ヨリ成立候事と風評承り居候、○大坂開港ニ付而、既二期限ニ差掛り、其期ニ至リ無事ニ有之候も千万大慶ニ御座候、併横浜杯之例を以勘考ニ渡り候得ハ、人心之上ニ付、少々ハ難事と相考申事ニ御座候、是非此儀は成功ニ相ならず候而ハ、国を富す為ニは何も相当之目的有之間敷事と存申候、右ニ付肝要事件承及候義も御座候間、御熟考之上、御尽力有之候様と念願ニ奉祈候、全体横浜之義は外国人住居を<sup>(舊)</sup>講候以来、兵卒ヲ以彼郭内を相守候由ニ御座候、我々共渡り来候以来、各國之様子承り候得は、何れ之地も外國之兵を居事ヲ許し申すハ但夫ノ領地のミ、併歐羅巴ハ人民自由ニ出来候様、相許有之候得ハ、隨意ニ邦内往来せしめ候得共、兵卒之体ニ而ハ決而入ル事を免し不申候、如横浜ハ政府之世話充分ニ至リ不申候故、外国人交接之間ニ付、何事軟釀し出候而ハ充分之取サバキ無之候より、終ニ彼之兵隊ヲ以固候様ニ相成事と存申候、近比ニ其事情親敷承り候事ニ御座候處、此節大坂開港ニ付而ハ、不容易折合ニ御座候故、其期限ニ不至之前以、充分之警衛相備り、決而彼之地江外國之兵卒を入候事を免れ候様ニいたし度事ニ御座候、當地ニ而も、各國之使節常々相留り居候得共、各國之兵卒決而入ル事を得ス候義ニ御座候、○先々月三笠<sup>(名越平馬)</sup>政之介以下帰國ニ付、當地留学書生共西洋之風ニ隨ひ、學校之御設有之度趣意申越度旨承り、

右之趣意書新納刑部方江相当差送り置候義ニ御座候ハ、彼之方よりし

て御一覽ニ触候事と存申候、全体充分御設相備り居候事には、全趣向相  
変候故、追々幼年之者は勿論、教化ニ相趣候者ハ、少シ趣向相変り不申

候而、教化之成功を遂ク場合ニ至リ兼候半存申候、必竟自己之住家を相  
離れす候よりして遊墮之弊を免れず、先便より差上候趣意に然りて御設

有之候ハ、五ヶ年を経すして活華之者出来候義、無難事と奉存候、當

地之様子ニより相考候得は、学校之設及学生試験之第等ニ至迄、引進候

上ニ付而少しも抜目無之、且順序を踏候而、容易く成功奉得候様ニ有之

候事と勘考罷在候、余事兎角も此涯英人御呼寄ニ相成候而、夫々教導セ

しめ候様之手段、當時之弁捷ニ有之候半歟、○当地ニ而ハ必府下を離れ

候而小学校ヲ設有之、夫々大学校は龍同ニ而府下ニ有之候得共、重ニ辯

僻之場江小学校相立居申候、教育ニ相趣候少年共ハ必遠方江相送、節句

其外休業等之折ニ、無之候而ハ、父母之家ニ帰る事を許さる事之由ニ

御座候、是等ハ枝葉故不及細詳候、御推計あれかしと奉存候、何之職業

ニ相趣者も初ハ皆同し学校ニ而、何も區別無之候得は大身・小身ニ不限、  
初学之内ハ是非共本道之順序を踏候様致方事ニ御座候、以上、

皇朝曆

上野良太郎

寅七月十五日六十六年  
七月廿五日

追副

桂・大久保等之為ニ、銘々書翰相認不申候、彼雅丈等江御差廻被

下候得は大幸ニ御座候、此段も申上候、已上、

小松様

㉙ 慶応二年七月二十四日付 新納久脩宛富山義成書簡

(玉里資料)

澳大利伊太利戦争及「モンブラン」ノ件

今朝五代并堀衆より書翰相届、早速披誦仕候処、去ル三月九日山川湊

江御着船之由、先以大慶奉存候、然ハ其後当地ニも相替義無之、一同

元氣ニ而勉學有之、小夫ニも無異送光籠在申候、乍憚左様御放念奉希

候、扱清水童子帰国之一条ニ付モンブランク之望も有之候故、暫時滞  
仏ニ而候處、無程幸便有之、上野良太郎又々仏地江三四日之間被差越力  
ピテイン江万事被頼込、勿論モンブランクより委敷彼江童子之事頼込、

既ニ去ル十九日マルセール湊より出帆之都合出来申候、委細之事情ハ  
おのづから上先生より御問合之筈なれハ略ス、

当國は不相替至靜謐なり、然処、過日申上候通りオーステリヤとプロ  
ススイヤ并イタリーとの間、爭論發起「此根原はウエネチヤ国四十余  
年以前は、イタリー國ニ屬し候得共、其後オーステリ之領地と相成候  
処、此節ニ至リイタリー國も兼而貧窮之事なれば頻りニ初め之ことく  
ウエネシチヤ國ヲ領せん事を欲し候、勿論兼而ウエネシチヤ之民もイ

タリー之支配ニ成らん事を渴望致候折柄ゆヘイタリーより右之趣意數  
度オーステリヤニ應接致候へとも、逆も其願望客るゝ之色なく、プロ  
ススイヤニおひても兼而デエルマニー之旗頭たらん事を望ミ、此節ケ  
様なる折を得て、是そ國之大幸なりとイタリニ一味したりと新聞ニ  
載せたり」

此節は逆も兵端を開けて止むべきとも不見、互ニ出陣、諸所江徘徊  
致居候処、遂ニ去ル廿四日より戰を初め候、当日ハオーステリヤトイ

タリーと、クヨードラトレル申場所ニ而放発に及び、其節ハイタリー

ス・ナポーレヲ イタリー江其為メ先日差遣候、

多兵を失ひ敗軍とも相見へ候、全体此クヨードラトレルと申名はベス

チラ マンチュア ウエロナ レリナス、此四砦城を以て如岡四方

ニ拵ヘ、互ニ助ケ合ひ、当分オーステリヤ之領分にて ヨーロピニお

ひて尤要害之其壘ツと聞へ申候、夫故オーステリヤハ放発之砌、地之

利を得且先懸ケ、甚都合能勝を得たりと相見へ候、其以後 オーステ

リヤプロススイヤ勢と合戦、互ニ虜は勿論死人も不少候、数日放発す

る内プロススイヤハ次第二勢ひ強クオーステリヤハ勢ひ微弱之しるし

相見ヘ、今ハ早ヤプロススイヤ勢ウイ工ナオーストリヤ  
之都ナリヲ僅カ二十里も隔

つらん、右通之形勢ニテ、去ル廿一日和睦之約定相調ひ、併是てハ五

日之間ニテ永久之事ハ未だ不相分候、当分ハ対陣のミニテ ライフル

ヲ治メ候、當府或説ニハ決而オーステリヤよりウエネチヤをイタリー

ニ返し与ヘサキソニ一并ニヘノハーノ国とプロススイヤニ与申候義も有

之候ヘハ、おのづから静謐ニ可相成、

左も無之候而は、再び大軍ニ可相成と之事なり、殆ど此節は平治の方

ニ相見へ候、先日より虜も數多有之候内ニ、尤多キハプロススイヤ之

新聞ニオーステリヤ勢壹万人を捕ヘベアーリンプロススイヤ  
之都ナリ江持來り候

由相見へ候、

此節プロススイヤ ニードルゴン小統之  
名ナリヲ用ヒ、殊之外強敵を多く殺候由、

尤其ニードル銃ハミニウトニ五發相出候山ナリ、夫故流石ヂエルマ

ニ一二おひて數年旗頭たるオーステリヤといへとも中々当り難ク、加

ふるにオーステリ之ゼネラル大將  
ナリ數度失策、夫故段々彼國ニハ高貴之

人ニも討死致候由、仮之ナボーレヲハ此中より勢ひを見、何之加勢

も不出静り居候處、此節ニ至り和議ニ付、謀る賦ニて親統之プリン

ロジヤニおひてハ此合戦以前ニオーステリヤニ加勢可致旨申送候へと

も、其節まで オーステリヤ自己之武備充分とヤ思ひけん、仮國さへ

今通り静り候へは我奄国ニテ不足無之候、決志之程悉しと左も神妙ニ

答へ候、併毎戦敗軍、今更何之言葉もなく、尤魯国よりも右之返言以

後、何之音も無之、当分愈国内之軍備嚴重ニ相正し候由ナリ、

其後は細情何も不承候へとも、当秋ニも相成候ハ、誰欽御出ニ可相

成と頗りニ其ニ左右渴望致し候、おのづから其節は其器ニ当り候御人

才御差出ニ可相成は勿論なりと希望仕事ニ御座候、

來月より九月まで二ヶ月之休日ニハ能キ折を得申候まゝ、仮地之情態

見物之ため、十四日計も滞在之賦ニ而旅行致候舍ニ御座候、其余当國

之要用なる諸場所江は可成罷越度賦ニ御座候、余之新聞追々奉期後音

候、敬白、

六六七月廿四日

杉浦弘蔵

新納刑部様

二白、ムヲンブランク日本之一左右相待事不一方候、其訳ハ別紙ニ

申上候通り、旁大策も相定、何分ニも首尾能被相行度と願入る事ニ

御座候、モンブランク精々尽力、御同慶之仕合ニ御座候、形行別紙

ニ委敷申上候なり、

②9 慶応二年七月二十六日付 横山安武宛森有礼書簡

(森資料)

(前略) 御發志の一條其後無止事の御情合有之御不成就に付き 人大御

に漢學の要は只四書五經に過ぎず、若又古今に涉り博學に志あらは豈唯頑愚の漢を學はすとも、亞細亞歐羅巴兩亞米利加新和蘭等の古今の歴史に涉り被成は倍々又倍々の益に非すや、私にも書翰を得候以來遍く愚考し遂に鳥渡左に申上候

### 一 諸技學は捨てゝ國基礎の學は如何

其故は御存しの通法は國の大平、法不明にしては治國安民の事決して出來難し、たまゝ我國傳來叶ひし法は立居候得多くは苛酷の法にして人情に遠し、無きに勝るの法なきにしもあらず、外國の法と雖又同し、併私爰に着せしより以來已に一暦に盈ち其間耳目に觸るゝ所の英の法に於て曾て不理の法なく、我國の法と比較を爲せは反て我法は不理且人情に遠き法のみにして實に慚愧に堪へ不申候、斯る弊法を持して爭て國家の改良を得ん、故に今若し兄之に應し今より萬國の法制を御學得あり、我國傳來の古法と折衷なされ新に公平にして不拔の大制度を御築立有之候得は天下萬世に至ても誰か其澤を蒙らざらん、併し是等の學者縱令如何程其奧を得國家に立行ふても恐らくは顯然今日格段名譽の事には遠からん、然りと雖名を求め譽を貪るは寧小人の仕事、古來君子の深く諱む所なり、此事記せずして炳然偶々御互に人間と生れ添くも萬物の頭に具はり候得は、願くは俱に其詮を盡し聊今生の恩を報せん

今日本人追々外國あるを覺へ漸く洋學に趨く者許多有之候得共、皆其末の技學に走りて本を知らす、若も今兄右の説を善とし之に應し賜はゝ、夫に付又愚慮の趣は御心得にも成らんか爲に申上候

### 一 直様英學に御打立有之度事

二 我國の制度を御譲んし有之度事

目附書仰裁許書等に御探索如何

### 三 算法も同しく西洋の術に從ひ御打立有之度事

右三ヶ條の科は最要用かと奉存候、故は英學に貫通有之候へは米國の書と申ても同じ國語故容易く米國の制度の立様も御照覽に便利なるへし、殊に米國の制度は確かに二百年來の新制にて最勝れ候由、佛國の制度も勝れ候由承り候得共、是以て英學さへ十分出來候得は譯書にて事足り申へし、故に英學の方甚だ可然歟、併し何分書籍十分に讀ますは何の學科も決して出來難し、故に速かに英學に御打立有之度候

我國の制度早く諳知せざれば各國の制度と比較出來難し、法の立様は其國の風に従ひ立されは反て害になるへし、故に我を諳知して外を知り其兩法を折衷して風土に従ひたる制定にして立ては全く公平にして其節を得んか算法の要用は多言を費さず、燎然是に暗ければ何事も出來難し右の三ヶ條の科は何とそ御打立相成度直様御西航なくて叶はんと申事には無之、隨分此際御地に於て御學有之候はゝ不遠内私先日建言置候儀も有之候に付英人三四人も御雇ひに相成候はん、然れは又其者共へも御學有之居候は、其内又遠航の好き御都合も有之候半歟、私にも其内には歸國仕御交代可仕候、然れは第一親上の御情合にも宜敷又無益の歲月をも全く御費し無之諸事甚可然歟、（中略）朝幕の間未和せず、將軍今に無異因循狼狽致され、長も薩等を後楯に取り幕命を一向引受ざる由昨日の新聞紙に見得居申候、彌々其儀に候哉、何分二三十年の間は關ヶ原の戰の再生ならんか、併し此頃は將軍少々は魂をきかせて勅命を挾み四方へ令を發し候由、是も新聞紙に見得居申候、又誰ても外國に航し度徒は願さへ出せば直様免許すへし杯と詮方なくも列藩に告候由、けれども若其許を得ずして潛出を爲したらば嚴罪に處すへしとの事の由、是も見得居申候、此新聞紙を見や否や同社一統脇腹を抱ひて大笑仕候、今更何故

に此令を發し候哉、即に薩長其外藝紀の諸國より潛行之ありし事は天下

現然の事なり、西洋に於ても日本に志ある者は此邊の事は皆存候事なり、

今更斯る令を發し候得は反て幕威を損すへし、何と申候も終に難助の天

運の循環幕も馬鹿も何も到來に相違なしと愚慮仕居候（中略）

造士館の儀も彌々衰傾遊學の願も近頃は御免無之由、是は又一の歎息な

り、何分堀其外不埒の族の罪ならん、當時は坂本川畑等の先生は暴説如

何、定て舊に仍て潔説を被持候はん

開成館の儀も繁榮の趣にて其後御抱人等有之由に候得共未だ格別の人等

も出來不申候由、孰れ兩館は人物製造の根に候得は右様の形にて甚た

つまらん事なり、併し開成所の方は追々盛に相成候儀疑なしと存申候、  
其上前に申上候通洋人三四人も御雇入相成候は、開成館の繁榮は日を期  
して待つべきなり、何分造士館の方は歎息ながら時の勢にはとふも致方  
無之、縱令又此館盛に相成候とも今までの如き設にては造士の道十分伸  
立申候儀是無覺束と奉存候（下略）

⑩ 慶應二年十二月一日付 畠山義成書簡（宛先不明）

英十二月一日

（杉浦メモ）

暫時者不得尊書候處、去ル三月廿七日之尊書同九月相届朔日早速拜見  
仕候、先以御安康被迎御座候由大慶不□□奉存候、扱當地之事務も  
新納久蔵新納氏モンブランも御聞候も御愈快之趣も察入申候、扱御地之白山ついも懇御改  
成て御所置共被有存候由先以御同慶之至存申候

一、當分近比幕府と長との合戦新聞紙等二相見へ且將軍家他界之一条も  
新聞二相見へどふも難信□□居候處此節加州藩両人渡海二相成

〔新納次郎四郎〕新納童子も同藩ニ而ハ□□□□童子様ニ者ハリスヘ滯在ニ而夫後見不申

候、外之両学生ハ早速當地へ着候て被□□ニは日之出之形勢と逐一承候  
処□□杯此真之獨立致し等有之候由長國も□□拡張□□セ共承候、將軍

家之他界も愈実説之由愁腹之次第併天命分れ□□諸末之処如何首尾  
相成申し候一向此方ちハ難被察候、新聞紙等ニハ□一橋相続て相成べく  
と相見へ候、實以不容易日本之形勢ニ而ノ機君公御尽力之程奉恐察候、  
搜新納童子も右両学生も委細承候處、船酈等も無之至而壯健之由御坐候、

御□□様はしめ必ず御安心被下へく奉願上度賴上申候、不遠小兒様ニハ  
見舞致度く含ニ御坐候

一、去ル八月九月まで式ヶ月之休日被得申候、パリスへ見物ニ差越候ニ  
七日位滯在其後當國ニおひて尤要用なる都府又ハ港共へ旅行仕候、獨身  
之事ニテ時として徒然之折も有之候とも程々之飛俗遊行へ飽程是非を開  
ク之ニ助と相成申候、日本之咄ざざる為め態々獨旅致し、九月下旬ニ龍  
動へ帰府致し十月初めラ稽古方相初め申候、此節者Mathematics Physics  
學問ニ掛リ是等者尤肝要なる學術ニテ一学フニ付ても樂ミ有之候、夫  
丈ケ甚最初者六ヶ敷覚へ申候、右之學術と當分者英之歴史と讀方其餘英  
文之書方等修練致し候、此節之學術者□□之故當分寸暇を得ず、先比壹  
日も速ニ愚札可差上之筈ニ而罷在候得共、甚延引罷在平ニ御宥免奉有之  
候、今日者幸日曜日ニテ寸暇を得當分者□□有之候、乍大略愚札申し候、  
尤旅中之要用なる用認置差上賦ニ御坐候ても今日までハ得差上不申候、  
當月末ニハ休日を十日計り得申候者、其節「ホトガラビ等も一所ニ相撮  
差上可申候まで右之段御安心之程奉願候と申せ共、休残之時分有之甚以

怠心之至平ニ御□□可被下候、併當分ハ休寢時も甚暫時有之候

③ 慶應二年十二月下旬 畠中義成書簡（宛先不明）

（杉浦メモ）

英十二月下旬

八月三日之尊翰英十一月相屆難有取也不敢拜見仕候、君公益御機嫌克被

在候御咄京都御静謐之由恐悅日出度奉存上候、將又奉始母上様御安康貴公様ニも愈

御□勢御壯別是又大幸奉賀扱も嬉しひ候、御写真一枚御送被下、實ニ久々

振得拜面たる之心地ニて御健康之御容体喜悅之至奉存候、御國許之形情

委細御認被下當分ハいよ／＼萬端御開成之御所置被為在し仕候、就而ハ貴公方ニも頼ミ御軍政御尽力被為在候由、葱て日出度奉存候、定而今比

者馬隊竜御證達之程奉拜察候、小子ニハ少し暫ヨレンチャニ中間いたし兵隊之進退分合強弱等鍛鍊仕事ニ御坐候、毎日之勉強ハ英書ハ勿論Physics

Mathematics等学校におひて稽古罷在申候まで、右様御安過可被下候  
一、將軍家他界以来幕長之間和平相行ハれ其後一橋長州と相望之山、度々合戦差起り長國敗軍ニ及び候杯と新聞も度々相見へ候、併其以来ハ日本音信も無之候、折角後日之新聞紙如何と侍居申候

一、當地ニおひて獨乙之合戦和平以来□□□も無御坐候、來年ハ佛國江Exhibitionと申世界中之財物寶物奉掘出事ニて小子も兄物ニ罷越度く含ニて折角樂居申候、不一方眼之學間ニ可相成と存申候、就而御國江も最早夫々之人物出航ニ相成□□づるしやと遠察仕候

△一、先比ハ砲術書而水袋等入御見候處、鍛鍊申候事、早速御用ニ相立て由と信申し至而幸存申候、近比ニハ不得幸便乍然得不差上新發的之□後便ち差上併外ニ御要用之袋ハ速ニ差上可被奉候、必ず如何候共可信御坐候

小子英八月初め休日ヲ得申候、其間佛國并□九月まで□國格別ナル都府

又ハ港等江旅行之形行日記書□御覽ニ入度別紙一通差上申候、拙文不綴之處ハ平ニ御宥免可被下候

② 慶應二年十二月下旬 新納久脩宛畠山義成書簡

（杉浦メモ）

英十二月下旬

仁唯論覽風文

暫時者御疎遠罷過候処、八月下旬之貴書英十月下旬我九月相屆難有拜誦、爾來態御壯剛御尽力之段先以大慶此事ニ奉存候。

上野氏江之御細書逐一拜見、御地ニおひていよ／＼御開成之御所置正大公平御同慶之至奉存候、多恐も靜謐以成功之御用□偏ニ奉信候、承れハ先比ハ横濱江御出足之由定而佛之Exhibition其ハ英佛と條約結尾之体条歟と奉拜察候、併當分ハ御滞國御勉強之筈被存申候。

一、方今内外御繁用且不要用ナル國戰發起然処出陣中將軍様も大坂城ニおひて□□□其後和平相行ハれ居候處一橋再度之長征□白有之再度合戦相始り候由、新聞ニ度々相見へ、就而者委曲之事情ハ不相分候得共、當時奉□上も不一人御配慮之程恐察候。

一、鹿児島江英アドミラル等案内致候一条も委敷新聞ニ相見へ拜讀萬端御叮嚀之御饗應等英人も一入難有がり候趣且御國名も態輝キ候次第ナリ。種子島近辺ニおひて破船し□□之御叮嚀之一条凡新聞ニ相成候。

一、去ル八月ち二ヶ月之休日ニハ松<sub>〔松村淳蔵・森有礼〕</sub>沢両人ハ魯國江差越候、<sub>〔飯島尚信・吉田清成〕</sub>野、永両生ハ亞メリカ「ヨーロッパント同道ニ」而差越候。小生ニハ當國之格別ナル都府又ハ港等江差越候。佛國江も旅行致し同所ニ滯在し砌ハモンブランク始終御國之一左右喝望致し少し□惑を生じ数々相尋申し候ニ付、彼申

二ハ若薩國ち□□使節を出□□事情なる書状相記し二ハ早速佛之ミニト

ル江條約ヲ□候。「イタリー國ニも同断ナリ。我朝も内外繁用之義ニ付

此之日限相□れる候のミ之事」て決而不遠細書も可□候山被言つ居候

折柄、無程日本書状共届白山<sup>一</sup>も安心喜悦之至ニテ其後ハ折角□□之□

奉休居ル候、其節□□所も可成速ニ到着ニ可相成被待兼候処、追々航海者「カビテイン始メ十九人出航之都合有仕立候共候得者、月限も相到リ来四月初ニハ佛地江□候見当ニテ萬端都合も□□□最早出帆ニ相成たる□なるや被遠察候。使節□着洋之程も今や遲しと希望罷在候。

一、貴公方御帰朝前出帆致候江夏<sup>(夏威斯助)</sup>、仁禮<sup>(仁礼祭礼)</sup>、吉原<sup>(吉原重後)</sup>、種子島<sup>(種子島敷語)</sup>、湯地等<sup>(湯地定基)</sup>も英

十月十五日着英ニ而一句位滞見「アメリカ之方江出帆致し其後不相替無事ニ而彼方ち書状兩三度相届候。然處為替之義以て及遅引いまタアメリカ之方江書状日本ち不相届旁不成由之訳も有之由、アメリカ之Robinet<sup>(後五生出帆)</sup>申人物江談判有之候處承諾し上彼五生同□□上海まで同□いたし壹ヶ月位滯在

訳申ニテ□□手形五土被相渡度々ニても□云程相成不練熟成様□ケ様不案内にてハ欺□之恐れ可御坐候も何分すル□當人ちアメリカ之□江可差送との由ナリ。就而者彼衆被申候義ニ者言語不熟<sup>(新納次郎四郎)</sup>乏金之次第實に込入次第助策之一筋者間敷や。夫故□の事ニもどふも聞ニ不忍次第二而當□候処以前一決差送り申候。

一、御息童<sup>(新納次郎四郎)</sup>子も英十一月佛江御安着外加藩之兩生<sup>(西川孝三郎、岡田秀之助)</sup>も大元氣ニ而着英被礼<sup>(禮)</sup>童子様之事承候。其長船中殊之外御退屈も無之船艤等ハ全ク不被成候

由、其後者「モンブランク引渡御世話。

③ 慶應三年三月十一日付 小松帶刀宛岩下方平書簡

(玉里資料)

博覧会其他ノ件

弥御壯剛被成御座珍重奉存候、爰許皆々無異罷在申候、展觀所も色々議論も為有之由候得共、琉球王と申名曰ニ而、幕府を放れ出事ニ相成申候、

モンフラン勵ニ而展觀所掛役々等頼入、漸々右之次第ニ相成候由ニ被察申候、仏政府ニハ無ニ之助幕ニ而、御國之事を惡ミ居候様子ニ被察申

候、近比ハ國民ニ漸々御國を信し候者も出来候而仕合ニ御座候、折角親ミを結事ニ御座候、最初ハ是非仏政府を說得し、幕を放し可被申と存候処、全通弁不相分、白川ハ議論ニハ十分ニハ難用、兩人之諸生も日用丈之通弁可也出来候位ニ而、議論等ハ出来不申、甚以心外之至御座候、夫ニ過日民部大輔様着相成、直様丁寧之取扱之由、尤五六六年ケ程ナボレ<sup>(正邦)</sup>ンへ任し候間、目を開様之事ハ万端差図を頼との事之由ニ候、是等ニ而一段勢を取られ申候、江戸ヘ仏人陸軍師六人參居、此度海軍師五人參候之由、雜說ニハ三ヶ年之内ニハ、大名を今通ニハ不置、西洋之通ニ名計ニ而、權威を無するなど、申ト申触候、乍然國民ニハ開眼之者も有之、幕をそしり、御國を信し候者も見得申候、尤仏国政府をそしる者ハ多候、議政所等ハ近比盛ニ政府を誹難する由ニ候、尤プロイスを強大ならしむるハ、仏ノ尚武無か如き者故、是非可討と云國論頻ニ起り、政府ニも不得止、展觀所済次第、可取掛との事ニ而、兵器等用意する由ニ候、兵卒も大勢重ミ、大炮隊も相増候由、古狸之ナボレ<sup>(ラ)</sup>ン故、実事ハ何か不分候得共、見分丈ニ而も軍之用意ハ致ニ相違無御座候、プロイスニもミニストルニビスマルクと申者有而、余程之智者之由故、めつたニ軍ニハな

し申間敷候、ナホレヲンも先比より之病氣全快ニ至り兼、当分も他行等ハ押出ると申事ニ而候、病氣ニ而引込候得は、弥議論相生る由ニ候、仮之勢ひも幕府を助けて日本ニ軍を出す程之事ハ有之間敷软とも被存申候、油断ハなり不申候間、心之丈ハ手段を求候得共、ねを下け過て見下されでは致方も無御座候間黙し居、商人等へ便を求め先親ミを結事ニ御座候、金主等致度と申者、一兩人ハ見付申候、○京攝之模様いかゝニ候哉、是のミ案居申候、京都之悪評有之、甚心痛仕居申候、大坂・兵庫等之所置いかゝ相成可申哉、橋も終ニ

宣下ニ相成候由、向後何様之事候哉、諸君定而御心配ニ候半、一刻も早罷帰見聞仕度候得共不任心候、適致渡海候事故、寸分之功を立度、海岳存候得共、何分も一言も通弁出来不申、心腑を腐し候事のミニ御座候、御推察可被下候、○春ニ相成梅桜等も咲出候得共、日本之如く快然たる氣分ニ成不申候、昼夜鬱々と罷在山候、外人數ニも承候得は同断之由、英諸生も左様ニ申居候、左候得は、皇國程能所ハ無之候半、金銀有余て物每壮大なるのミ、国ハ下国ニ候半軟と被思申候、嵐山・宇治辺之御漫遊毎々存出事ニ候、遇し夜花洛之夢を見てうめき出申候、初花のたよりいかにと恋しきに夢より外の音信もなし、なつかしき都のたより聞物は、さめてはかなき夢ばかりなり、御一笑可被下候、終ニ歌心ニもあり不申候、○御国益之機械等折角見かけ候得共、何分広大之仕掛ニ而直様御利益可相成とも被存不申候、馬車等ハ追々開け立可宣软、本年も差而不入事ニ候半、軍艦も余計之者ニハ候得共、万一敵ニ被備候節ハ致方無之候間、當時流行之突船頗度と存申候、先度頗相成候船可宣存申候、断り候賦ニ候得共、左様ニも參りかね可申软、左候ハ、頗候而も全不用ニ而ハ無之と存申候、○大炮等も新發明有之候得共、高料ニ而求かね申候、江

戸よりも調文ニも相成居候間、彼方へ御聞合相成候ハ、直ニ相分り可申候、馬ニ引かせ候炮義ハ便利かと存申候、取繕之道具迄も揃居申候、○西郷・大久保・吉井其外へ可然様御伝声奉希候、恐惶敬白、

三月十一日西洋四月十日認

岩下佐次右衛門

小松帶刀様

パリスより

侍史

④ 慶応三年三月十七日付 西郷隆盛・大久保利通宛町田久成書簡

倫敦新聞所載ノ日本国危機ニ就テ

(玉里資料)

比日出版セル龍同府新聞紙ニ載セタル日本之形勢、実ニ危急ナルヲ觀察仕、実ニ外蕃恐ベキ事許等ヲ言上仕候、今

神州外蕃入來シ以来、姦商土人ヲ欺、莫大利ヲ求ンコト意ノ如シ、故ニ日本ニ渡ル者実ニ数多ク御座候、從来日本國江不穩ヲ釀セシモ皆是ニ出ル者ニ御座候、然ル處此比諸藩拳リテ遠航ヲ目的仕、暫時愚眼ニ触レ、驚タル形勢ヲ陳述シ、兎角歐羅巴之習俗ヲ導入ニアラサレハ、終ニ大挙シ易ラサル事、

神州一般之通論に相成タルカト奉存候、爾來鎖サント欲ルノ論ヲ以、彼ニ説クトキハ、必ス兵ヲ以スヘシ杯恐怖セシメ、終彼ノ意ヲ振候事情ト罷成候儀、決而不可忍儀と奉存候、何ントナレハ、公法ニ反スルコトハ、宇宙一般之不可免大法ニ御座候、今歐羅巴各國、普通ヲ以テハ、他国之兵隊ヲ入ルコトハ許ス可ラサル儀ニ御座候得共、土人劍戈ヲ以テ害スル

杯ノ法外ヲイタシ居候得は、日本政府取締厳重ナルニ至ラサレ、退ケシムルノ談判モ出来間敷事ニ御座候、然ニ今新將軍宣トアリシ以来、諸藩大坂ニ会シ、一橋ニ御論判アリテ其後外蕃（後欠）

比日出版スル新聞紙上ニ見る處之形勢、既ニ諸藩大坂會議アリテ、一橋之曰、大將軍之任タル、我之器ニアラス、故ニ諸侯之内其任ニ当者、其職ニ昇ル可ナリト、併誰も一橋に向て答候者なかりし故、然ラハ我其職ヲ奉スヘシトテ、國政元之所も一橋江御專任あるヘキヤ否奏上せし山、

相見工申候、既ニ昨夕之新聞ニ、既ニ外国ミニストル等を大坂江招キ、何か議定有之旨も相見得候処、ヲリハント英院列位任中ニアル者  
松木より御聞為有之者也、右等之事情を見、大ニ相歎キ、今日本ニある有志之君侯江外夷さもゆるす可さる皇國之為肝要なる事許共相認め、急々差起候儀共承り、右之一封差上申候間、君前江御備被下度奉願上候、尤原文之假致翻訳書相添差上度候得共、飛脚之刻限ニ相当り暇を得不申、何れ翻訳之義は於御地御取しらへ被為在相成申候義故、其假差上申候間、可然様御披露奉願候、任差急候事故、略書如斯御座候、謹言、

上野良太郎町田久成

西洋三月十七日

西郷吉之助様

大久保市蔵様

終わりに

小稿では、ヨーロッパ滞在中の留学生を含む使節団から本国に発信された書簡を集めてみた。ただし、冒頭にも述べたように、公的な報告書

は玉里島津家資料としてきちんと保管・公開されているが、留学生がプライベートに家族や知人に送ったものについては、ほとんど確認されていない。今後、こうした資料がさらに出てくれば、個々の留学生の思想や行動がより明らかにされるものと思われる。

また、彼らが帰国後どのような発言（建言）をし、それが薩摩藩の展開に、さらに近代国家樹立の過程において、どのように反映されていったのかということについても、今後詳細に検討していきたい。

### 【註】

(1) 薩摩藩所蔵の「薩摩藩英國留学生」関係資料で、まとまつたものを挙げると、文書類では①大久保利通関係資料（「五代友厚書簡」八八通、「寺島宗則関係文書」〔辞令〕三通、「意見書」一四通、「鮫島尚信書簡」一一通、「森有礼書簡」八通、「吉田清成書簡」五通、「町田久成書簡」三通を含む二〇三通）、②寺島宗則関係文書（「吉田清成書簡」四通、「吉田清成書簡」八通を含む三五四通）、③中井弘関係資料（「鮫島尚信書

資料（「寺島宗則書簡」一二通、「森有礼書簡」一通を含む七四通）などがある。文書以外の資料（勲章や遺品類）では、寺島宗則関係資料・五代友厚関係資料などを収藏している。

(2) 原資料は個人蔵、尚古集成館寄託。『参考書誌研究』第十五号（昭和五二年）に西村正守氏が「畠山義成洋行日記」として翻刻。

(3) 原資料は大阪商工会議所蔵。『五代友厚伝記資料』第四卷（昭和四九年、東洋経済新報社発行）で翻刻。

(4) 原資料は国会図書館憲政資料室蔵。『森有禮全集』第二卷（昭和

四七年、宣文堂書店発行）で翻刻。

（5）『薩摩藩英國留学生』（昭和四九年 大塚孝明著 中央公論社発行）、『若き薩摩の群像』（平成三年 門田明著 春苑堂出版発行）などをもとに作成。

#### 【附記】

小稿作成にあたつては、鹿児島純心女子大学の大塚孝明教授の『明治維新対外関係史研究』（昭和六二年 吉川弘文館）・『薩摩藩英國留学生』（昭和四九年 中央公論社発行）をはじめ、『森有礼』（昭和六一年 吉川弘文館）・『寺島宗則』（平成二年 吉川弘文館）など一連の著書を参考にさせていただきました。記して感謝申し上げます。

また、本館資料調査編集員の吉満郁恵さんには、史料のパソコン入力の協力をいただきました。感謝いたします。

（本館学芸専門員）